

**マレーシアにおける医療・社会福祉サービス
に関する調査報告書**

2014年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

クアラルンプール事務所

本報告書は、マレーシアにおける医療・社会福祉サービスに関する一般情報や規制情報等、日本の事業者向けガイドとして役立つ情報を収集することを目的としています。

本報告書は、日本語で作成しておりますが、収集した資料やウェブサイトからの情報は主に英語またはマレー語であり、これらの翻訳については最善を尽くしておりますが、原本である書類・ウェブサイトも併せて参照されることをお勧めします。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書の正確性と完全性について、明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。また、関連制度が変更される可能性も十分考えられます。本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前にマレーシア政府への確認や専門家の助言を得られることをお勧めします。

※本調査レポート内の為替レートは、2013年10月27日時点の1マレーシアリングgit（以後RM1と記載）＝30.96円として換算。

<目次>

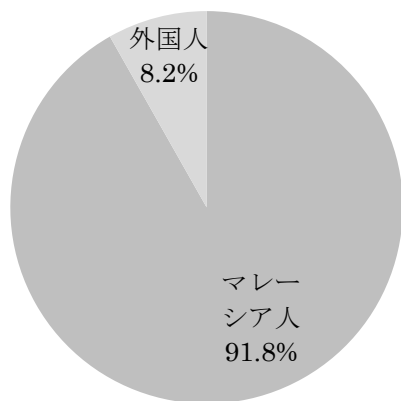
1. 高齢者の人口動向と生活状況.....	1
(1) 人口分布.....	1
(2) 平均寿命.....	1
(3) 高齢化の現状と今後の推移.....	2
(4) 高齢者の家族構成.....	4
(5) 収入・支出.....	5
2. 医療・社会福祉関連の政策動向.....	9
(1) 所轄省庁.....	9
(2) 政府方針.....	9
(3) 医療・介護保険制度.....	12
(4) その他の関連制度.....	13
3. 医療サービス市場の動向と制度.....	14
(1) 市場.....	14
(2) 法制度.....	15
(3) 申請手続.....	16
(4) 外資規制.....	18
(5) 資格制度.....	18
4. 社会福祉サービス市場の動向と制度.....	20
(1) 市場.....	20
(2) 法制度.....	22
(3) 申請手続.....	23
(4) 外資規制.....	24
(5) 資格制度.....	25
5. 医療・社会福祉サービス市場における主要な現地企業および外資企業情報.....	26
6. おわりに.....	38
(参考) マレーシア国内 地域社会福祉事務所 連絡先一覧.....	39

1. 高齢者の人口動向と生活状況

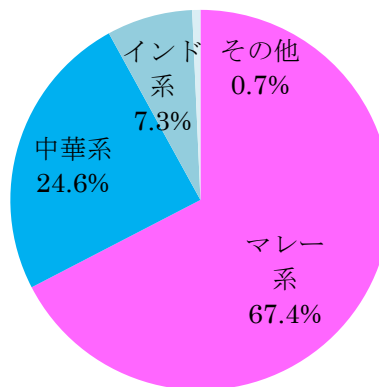
(1) 人口分布

2012年7月時点でマレーシアの人口(外国人含む)は2,924万人である。マレーシアは主にマレー系、中華系、インド系の3民族で構成されている多民族国家であり、マレー系が67.4%を占めている。

マレーシア人口の外国人比 (2010年)



マレーシア人の民族構成 (2010年)

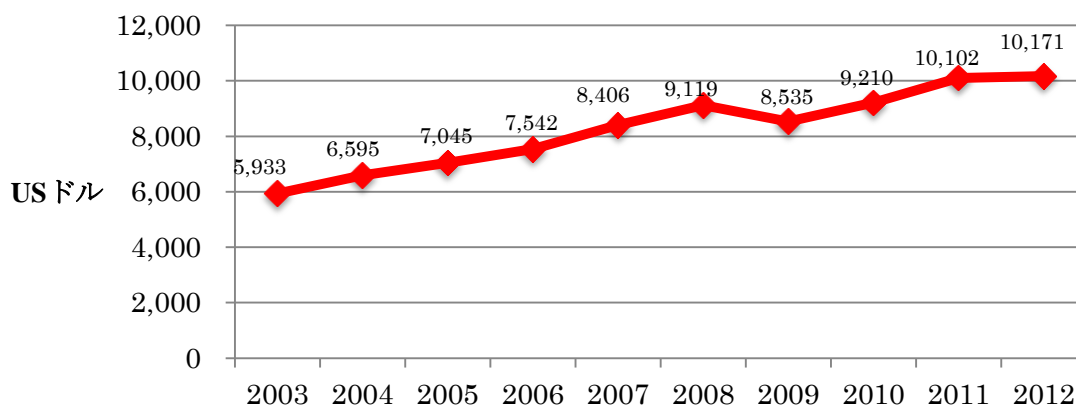


(出所: マレーシア統計局「POPULATION DISTRIBUTION AND BASIC DEMOGRAPHIC CHARACTERISTIC REPORT 2010」)

(2) 平均寿命

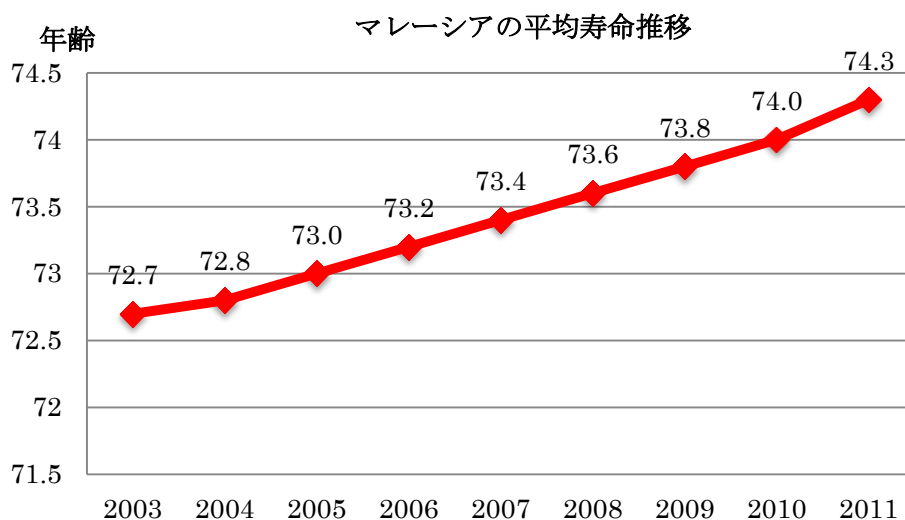
マレーシアは2009年より平均4~5%前後の経済成長を遂げており、2011年には1人当たりGDPが1万USドルに到達した。国民の所得水準が向上するにつれて、特に中間層以上の健康意識や高度な医療に対する関心が高まっており、医療費は上昇、医療技術レベルも急速に向上してきている。公衆衛生の改善等もあり平均寿命も年々上昇し、年平均で約0.25歳伸びている。なお他国同様男性よりも女性の平均寿命が高い。

マレーシアの1人あたりGDP推移

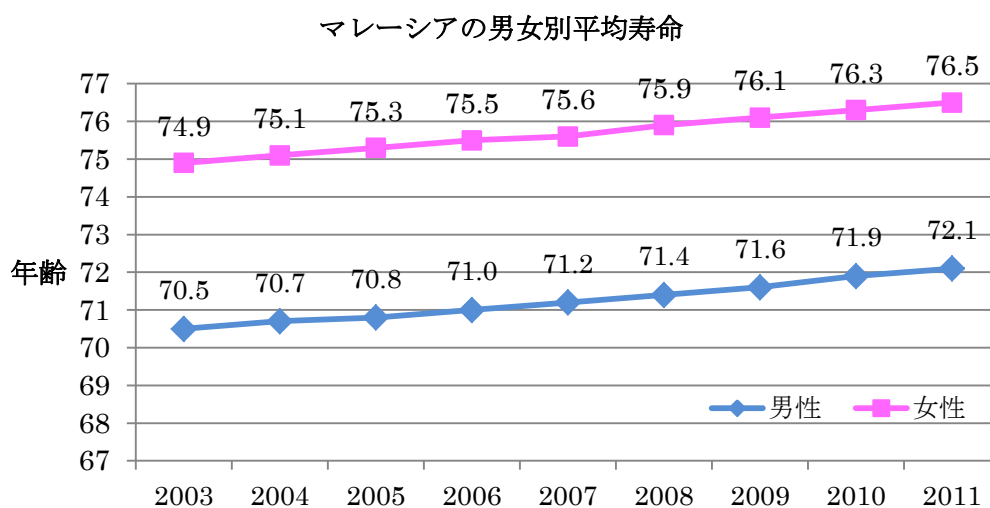


(出所: 世界銀行)

URL : <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD/countries/MY?display=graph>



(出所:世界銀行「Life expectancy at birth, total (years)」)

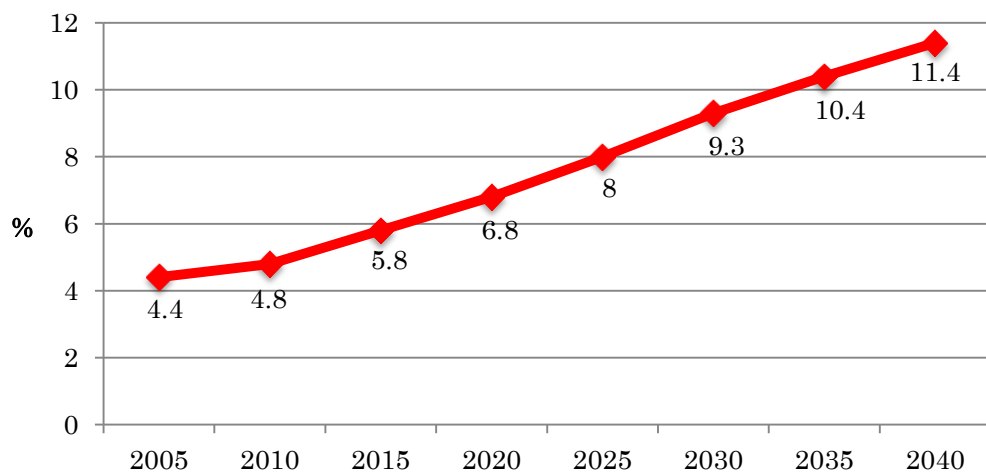


(出所:世界銀行「Life expectancy at birth, female (years) and male (years)」)

(3) 高齢化の現状と今後の推移

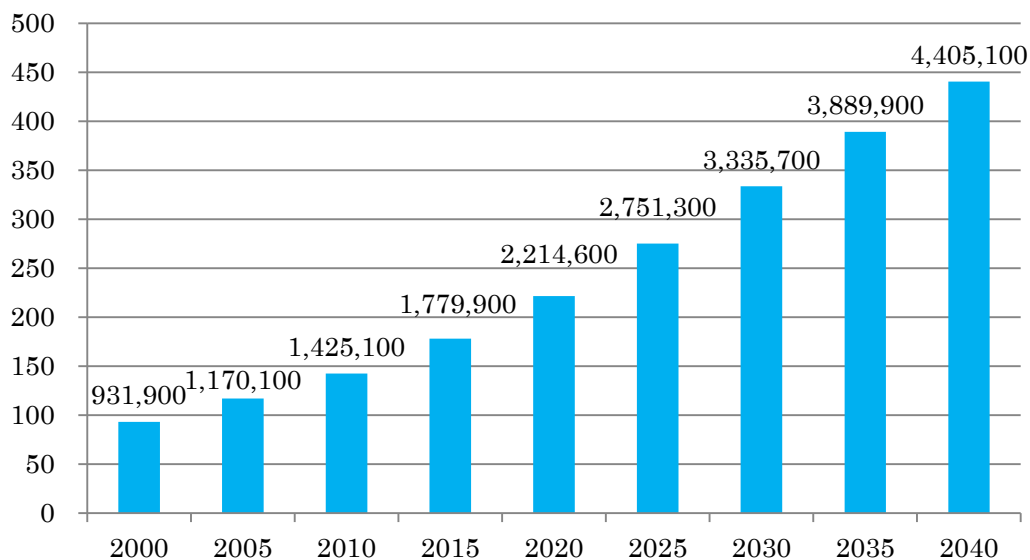
2012年時点で高齢化率(全人口のうち65歳以上が占める割合)は5.2%であり、それほど高齢化は進んでいない。しかしながら高齢化は徐々に進むと予測され、マレーシア政府は2040年までに高齢化率が11.4%、高齢者人口440万人に到達すると予想している。なお全人口も増加し、2040年までに3,860万人に達すると推測されている。

マレーシアの高齢化率推移と予測



(出所：マレーシア統計局「Population ages 65 and above」)

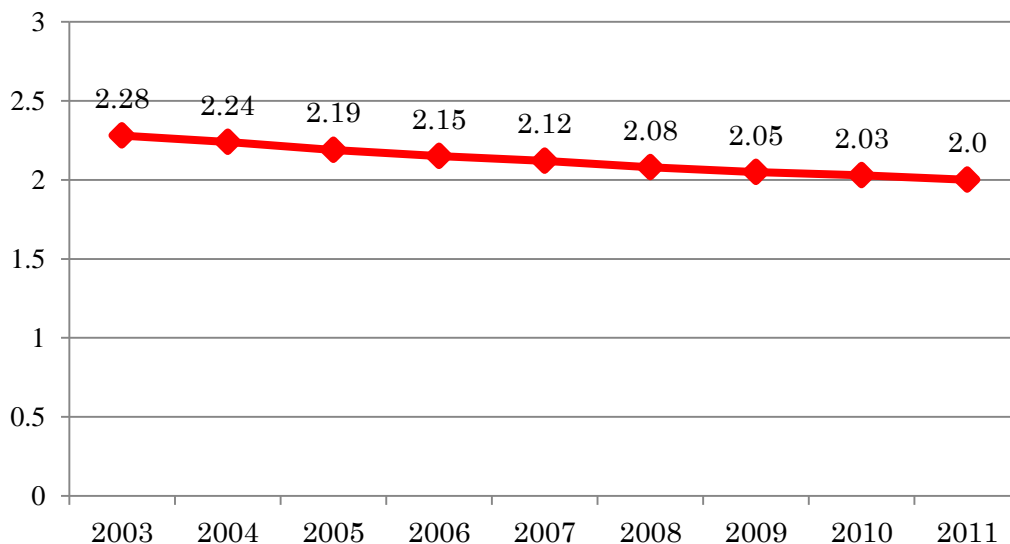
(万人) マレーシアの高齢者(65歳以上)人口推移と予測



(出所：マレーシア統計局「Population of elderly by States in Malaysia」)

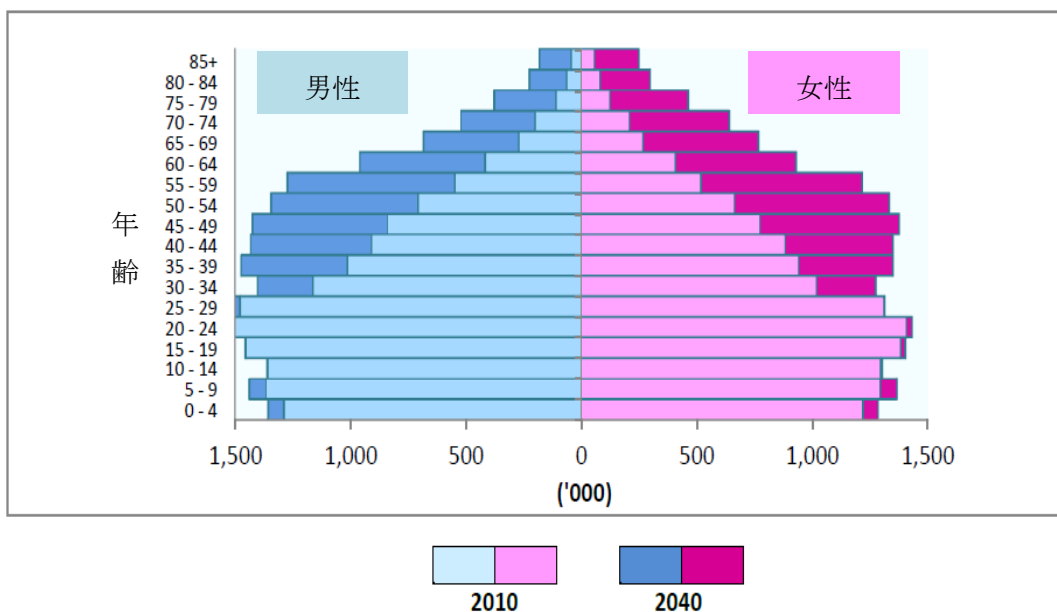
一方で出生率は、近年一貫して低下しており、これまでピラミッド型を維持してきた人口分布は、2040年には中年層をピークとした形に変化すると予想されている。

マレーシアの出生率



(出所：世界銀行「Birth rate, crude (per 1,000 people)」)

2010年と比較した2040年人口分布予測

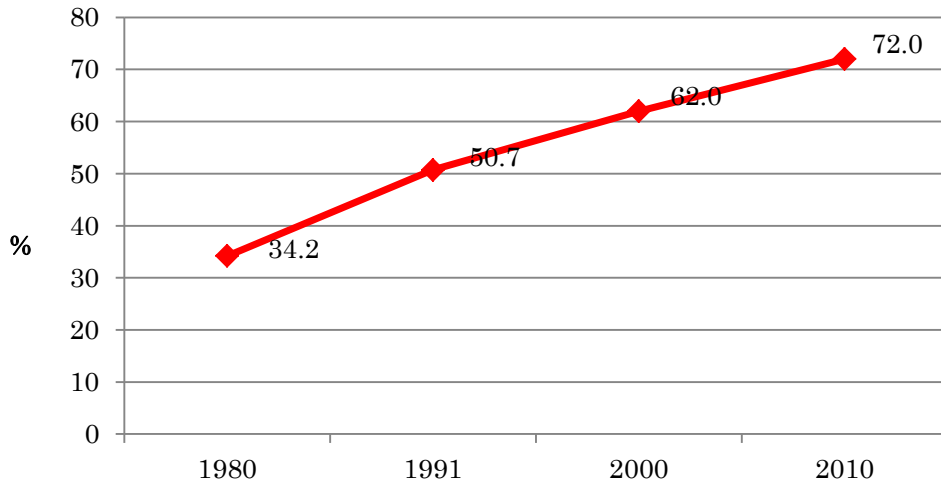


(出所：マレーシア統計局「Summary Findings 2010-2040」)

(4) 高齢者の家族構成

マレーシアでは、従来から三世代が一緒に住む大家族が一般的であったが、都市化と小家族化が進展している。若者の多くはよりよい経済的機会を求めてクアラルンプールやペナン等の都市へ移り住み、村や小都市部に高齢者が残されることが多くなっている。大家族の減少は世代間の交流や助け合い、幼児や高齢者の世話などに影響を及ぼしていると言われており、従来家族内で対応してきた介護・生活支援等は、今後様々なサービスとして市場形成・拡大していくと見込まれる。

マレーシアの都市化率の推移 (2011年データ)

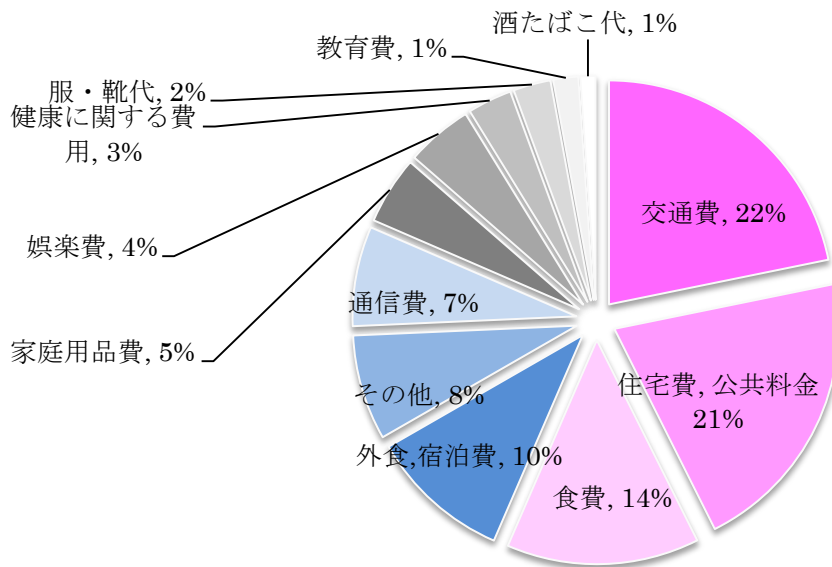


(出所：マレーシア統計局「POPULATION DISTRIBUTION AND BASIC DEMOGRAPHIC CHARACTERISTIC REPORT 2010」)

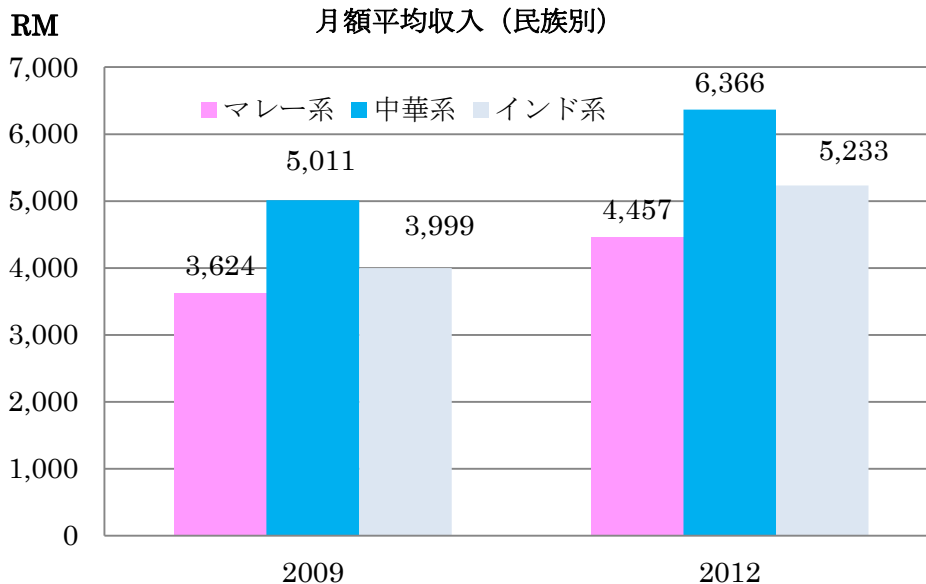
(5) 収入・支出

高齢者に特化した収入・支出データは存在しない。以下はマレーシアの一家計当たりの支出および収入のデータである。経済成長に伴い、収入も確実に伸びており、娯楽や外食等生活必需品以外への支出が今後拡大していくと見込まれる。

家庭月額支出内訳



(出所：「Consumer Lifestyles in Malaysia」 Euromonitor International)



（出所：マレーシア統計局「Findings of the Household Income Survey (HIS) 2012」）

退職後の高齢者の主な収入源は、家族による支援以外では以下の4つである。

①従業員積立基金 EPF (Employees Provident Fund)

民間企業勤務者に義務付けられた退職給付制度である。公務員には以下の③が適用され、本基金は対象外となっている。雇用主と従業員の拠出によって積立を行う制度となっており、55歳未満と55歳～75歳までの2段階の拠出率が設定されている。55歳未満の従業員に毎月義務付けられた積立金額は月給の11%。雇用主は従業員給与の13%（月給 RM5,000 以上の場合12%）を負担する。従業員が55歳～75歳までの場合、従業員は月給の5.5%。雇用主は6.5%（月給 RM5,000 以上の場合6%）を負担する。

自営業者等の任意加入者については、自分で拠出額を決められ、最低でRM50、最大でRM5,000まで自由に拠出することができる。毎月拠出する必要もない。

本制度は配当として毎年最低2.5%が保証されており、年間RM6,000までは所得税控除の対象となる。

2011年度の従業員積立基金の統計によると、54歳以上の人口のうち、72%は貯蓄額がRM5万以下であり、47%はRM2万以下である。また、54歳でまだ働いているのは30%となっている。（ただし2013年に退職年齢を60歳とする法律が施行された）

（出所：従業員積立基金「2012 Annual Report」）

②民間退職給付制度

従業員積立基金 EPF を補完する形で、民間金融機関が提供する給付制度である。長期投資型運用となっており18歳以上の全ての人が任意で加入できる。マレーシア政府証券委員会から指定を受けた民間の金融機関と契約し、口座を開設する。加入者は、金融機関が用意した様々な長期投資型オプションを自由に組み合わせて運用できる。投資額の設定や中断も自由である。また年間RM3,000までは税控除の対象となる。

<退職給付制度を提供する主な民間会社>

会社名	会社概要	提供商品の概要	企業 URL
AmInvestment Management Sdn Bhd.	国内大手銀行グループ。顧客の株式、債券、投資信託の管理を行っている。また世界各国の株式・債券市場へ投資活動を行っている。	投資信託、保険商品、退職給付等	http://www.ambankgroup.com/en/investmentbanking/aboutaminvestment/Pages/default.aspx
American International Assurance Bhd. (AIA)	国内大手保険グループ。96年の歴史があり、AIAグループはアジア最大の独立系生命保険グループ。	保険商品、従業員福利厚生、タカフル（イスラム保険）、退職給与等	http://www.aia.com.my/en/individuals/products-and-services/retirement/
CIMB-Principal Asset Management Bhd.	国内大手銀行グループ。1995年に設立されシンガポール、インドネシア、タイもカバーしている。	投資信託、保険商品、退職給付等	http://www.cimb-principal.com.my/prs/
Hwang Investment Management Bhd.	大手企業退職給付制度提供会社の中で唯一の非銀行・非保険グループ。独立系資産管理会社。	投資信託、株式投資、資産保護、イスラム債、退職給付等	http://www.hdbs.com.my/c/hwang-investment-management/
Public Mutual Bhd.	国内大手銀行グループ。280万以上の顧客の口座を管理している。	投資信託、退職給付等	http://www.publicmutual.com.my/InvestmentPlanning/RetirementPlanning.aspx
RHB Investment Management Sdn. Bhd	国内大手銀行グループ。顧客の株式、債券、投資信託の管理を行っている。	投資信託、ローン商品、保険商品、株式投資、退職給付等	http://www.rhb.com.my/unit_trust/investment_management/prospectus.html

(出所: Securities Commission Malaysia 社「Private Retirement Scheme」)

<従業員積立基金および民間退職給付制度の比較>

	① 従業員積立基金	② 民間退職給付制度
積立	義務。従業員積立基金の制度に従う。	任意。各民間退職給付制度提供会社の中から自由に選択可能。
積立金額	法定最小額あり（毎月の給与より従業員は11%、雇用主は12~13%）	自由
積立頻度	法令に従い毎月	規制なし
積立金の支払先	従業員積立基金へ直接	各民間退職給付制度提供会社
年間の最大税控除対象額	RM6,000	RM3,000
積立金の一部引き出し	全体の30%を最大に、家・車の購入または教育・医療の利用、その他投資活動等の理由であれば年齢関係なく引き出し可能。	年1回、全体の30%を最大に、家・車の購入または教育・医療の利用、その他投資活動等の理由であれば年齢関係なく引き出し可能。

		ただし 8%の所得税がかかる。
配当政策	年最低 2.5%を政府が保証	法定最小額はなくファンドの運用業績による

(出所：民間貯蓄コミュニティ資料)

③公務員向けの退職給付金制度

優秀な公務員人材の確保のために設立された制度である。マレーシア政府・州政府の公務員、判事、議員および軍人等に対して運用されている。保険料は全額国が負担しており、本人負担はない。政府および州政府は公務員月給の 5%、地方政府および法定機関は公務員月給の 17%を拠出する。給付は、公務員が退職した際や死亡した際になされ、一括払いまたはは月額分割払いされる。給付額は退職時の最終給与額を基礎とし、在職月間数と一定の割合を掛け合わせ算出される。受給者が死亡した場合でも、その家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の子供）は給付を受け取ることができる。

(出所：PENSIONS ACT1980)

<http://jpt.mohe.gov.my/RUJUKAN/akta/akata%20pencen%2080.pdf>

④政府からの補助金

その他、貧困層など向けの政府の補助金には以下のものがある。

○高齢者基金／制度 (BOT=Bantuan Orang Tua)

貧困層の高齢者が地域コミュニティに支えられながら通常の生活を送ることができるようにするための政府支援である。女性家族社会開発省が担当している。月額 RM300 が最大 12 カ月間支給される。60 歳以上の高齢者で収入を得る手段がなく単独で生活をしている者か、または家族と同居をしている場合その世帯の月間総所得が RM 720 を下回っていることが給付条件となる。

(出所：社会福祉局)

<http://www.jkmwpl.gov.my/perkhidmatan-luar/sosio-ekonomi-bantuan/perkhidmatan-bantuan-kewangan/>

○KARISMA (低所得者支援プログラム)

女性社会家族開発省社会福祉局が提供している高齢者・子供・障害者・警察と軍の未亡人等の低所得者向け福祉プログラムである。2012 年には 15 万人の貧困者へ 1 人 RM300 を支給した。

(出所：社会福祉局)

http://www.jkm.gov.my/oldsite16082013/index.php?option=com_content&view=article&id=719%3Aprogram-karisma-bersama-komuniti-india-&Itemid=98&lang=ms

2. 医療・社会福祉関連の政策動向

(1) 所轄省庁

医療・福祉関係を所轄するのは①保健省と②女性家族社会開発省の2つである。概して言えば、医療保障・公衆衛生施策を①保健省が、社会福祉施策を②女性家族社会開発省が所轄している。

関係局・機関	業務内容・役割	URL
①保健省 (Ministry of Health)	マレーシアの医療、公衆衛生の向上および増進を図ることを任務としている。医療政策の立案、医療機関設立の許認可、医療、食品衛生の管理、傘下機関 (Malaysia Medical Council) による医療従事者資格の発行、公衆衛生の啓蒙活動等を行っている。 公立病院 65 院、公立診療所 184 カ所、ナーシングホーム 2 施設を傘下に持つ。	http://www.moh.gov.my/
②女性家族社会開発省 (Ministry of Women, Family and Community)	マレーシアの社会福祉の向上および増進を図ることを任務としている。女性の社会進出支援、高齢者・子供・障害者支援のための政策立案、民間ケアセンター・民間デイケアサービス・民間訪問介護・看護事業所設立の登録制度、各機関の運営監督を行っている。 居住型ケアセンター9 施設・デイケアセンター22 カ所を傘下に持つ。	http://www.kpwkm.gov.my/
社会福祉局 (Department of Social Welfare)	女性家族社会開発省の下に位置付けられ、女性家族社会開発省管轄の社会福祉関連サービス・事業所設立に関して、当局が申請受付からライセンス許可までを行っている。	http://www.jkm.gov.my/

(2) 政府方針

マレーシア政府の「2020年までの先進国入り」に向けた方針を示しているのが、1991年2月28日、マハティール首相（当時）が打ち出した「ビジョン2020」である。ただしこの段階では医療・社会福祉サービスを成長産業として打ち出そうという意図は見られない。本ビジョンで示した9つの柱のうちの1つでは、「思いやりのある社会と気遣いの文化。社会が個人を尊重し、かつ国家や個人ではなく強靱な家族制度を中心に福祉が営まれる」とあり、家族で福祉を営んでいくべきであるとの国家方針が垣間見える。特にイスラム教徒であるマレー系民族を中心に、家族が自宅で親・高齢者の世話をすべきという風習が色濃く残っている。

(出所： <http://www.moe.gov.my/bppk/pdf/penerbitan/WAWASAN%202020%20VERSI%201.0.pdf>)

2010年10月、ナジブ首相はマレーシア政府の経済政策の基本戦略となる「経済変革プログラム」(ETP: Economic Transformation Program) を発表した。その中で今後高所得を生み出す

可能性の高い12の主要経済分野をNKEA (National Key Economic Area) として掲げており、その1つとしてヘルスケアを特定した。この経済変革プログラムは、民間部門によって主導され、政府はその促進役を果たすとうたっている。例えば、プログラムによる投資の92%は民間部門によって行われ、政府資金は民間部門の参加のための呼び水として活用することとなっている。

12の主要経済分野では、合計131の具体的なプロジェクトEPP (Entry Points Project) を選定している。そのうち医療に関連するのは以下の13項目である。

医療サービスに関連するEPP

項目	内容
1. 外国人労働者向け民間保険の義務付け	外国人労働者に民間の医療保険（年間保険料RM120）に加入させることで、国立・公立病院で医療を受けられるようにする計画
2. 臨床研究発展のための支援システムの創出	臨床研究発展のために法人を設立し、国公立・民間病院が協力し合い、臨床研究を行っていく計画
3. 輸出増加のためのマレーシア国内ジェネリック医薬品製造	マレーシア国内の製薬会社がジェネリック医薬品を製造・輸出することを促進させる計画
4. 医療ツーリズムの再活性化	マレーシア医療観光協会 (MHTC) を中心とし、医療ツーリズムサービスをワンストップ化させ、同市場を拡大する計画
5. 連携した診断サービスの創造	診断サービス (DSN: Diagnostic Services Nexus) 分野で国公立・民間病院が協力しあい遠隔画像診断システムの利用を推進させ、放射線画像診断をスピードアップさせる計画。推進母体となる民間コンソーシアムの Diagnostic Services Nexus Sdn Bhd を設立。
6. 国際的レベルのヘルスケア・バイオを有する健康都市開発	UMHM (University of Malaya Health Metropolis) を、医療教育、医療研究と臨床ケア開発のハブにする計画
7. マレーシアの体外診断薬産業レベル向上	Mediven (Medical Innovation Ventures Sdn Bhd)による体外診断薬産業レベルを向上させる計画
8. マレーシアの次世代単回使用医療器材 (Single Use Device) 分野における地位構築	Vigilenz Medical Devices Sdn Bhd による次世代単回使用医療器材マーケットの拡大のために研究・開発を行う計画。
9. 高価値医療機器受託製造のためのハブ化	Medical Devices Corporation Sdn Bhd と Straits Orthopedics Sdn Bhd.による高価値医療機器受託製造の仕組みを作る計画
10. マレーシアの臨床治療機器の地位確立	整形外科用インプラントの製造を通じた臨床治療機器地位の向上に関する計画。
11. 医療機器サプライチェーンの編成	ペナン州 Bukit Minyak における医療機器サプライチェーン編成のための製造施設の建設投資に関する計画
12. 医療機器改修のハブ化	医療機器協会 (MDA) と共に、医療機器の購入・修理に関

	するコスト減少を目指し、国内の医療機器改修のハブ化を行う計画
13. 医療機械設備・備品群の構築	医療機械設備・備品の生産力拡大のため、セランゴール州で工場建設を行う計画

(出所：http://etp.pemandu.gov.my/Healthcare-@Healthcare.aspx)

加えて、女性家族社会開発省は高齢者がより生活しやすい環境を作る「高齢者のための国家保健政策（The National Health Policy For Older Person）」を1995年10月に発表した。同方針では、高齢者が健康的な生活を送れるよう、モニタリングや健康プログラム等の開発を目的に、法・インフラを整備することを宣言している。

また、医療サービスに関連するEPPにもあるように、政府は外国からの患者受け入れ（医療ツーリズム）に力を入れている。政府は2020年までに年間190万人の外国人患者を受け入れ、RM96億の収入を得ることを目標に掲げている。2009年12月、保健省は医療ツーリズムを振興する機関として「マレーシア医療観光協会（MHTC）」を設立し、日本を含む海外で積極的な宣伝活動を行っている。MHTCの統計によると2011年の外国人患者（在留外国人含む）は2010年と比べ47%増えて58万3,000人に達している。収入額で見た患者の国籍は1位インドネシア人RM3億2,530万、2位インド人RM1,340万、3位オーストラリア人RM1,250万、4位日本人RM1,110万となっており、マレーシアにとってインドネシア人が大きなターゲットとなっている。

医療ツーリズムに適した医療機関としてMHTCに承認されると、投資減税などの政策支援を受けることができ、2013年10月時点で72施設が承認されている。JCI（Joint Commission International）またはMSQH（Malaysian Society for Quality in Health）による病院認証の有無、外国人患者の受け入れ態勢、実績等が審査されている。

なお、2012年発表のマレーシア首相府・業績管理・実施局（PEMANDU=Performance Management & Delivery Unit）年次報告によると、同局が調査した結果、高齢者介護に関してビジネス機会があり、以下の計画を今後進めていくとしている。ただしこれらが実現するかどうかは現時点では定かではない。

- ・施設型サービスのIRCC（Integrated Residential Care Centre）システム導入
 - 2省（保健省・女性家族社会開発省）管轄の施設型サービスを1省（保健省）管轄へ統合
 - 高齢者に必要な介護を軽度から重度にレベル分けし、利用者のレベルにあった施設の提供を行う新制度設立
 - 新制度移行のための既存の施設に対する時間・インセンティブ提供
- ・IRCCシステムのための新法令・規則作り
- ・JPBD（市街地・農村開発計画センター（仮訳）、Jabatan Perancangan Bandar dan Desa SemenanjungMalaysia）による都市開発のためのガイドライン設定
- ・JPK（技能開発センター（仮訳）、Jabatan Pembangunan Kemahiran）による人員要件の設定
- ・銀行によるリバースモーゲージ制度作り

- ・訪問介護・長期的介護のための民間保険の開発促進
- ・リタイアメントビレッジ（高齢者向けコミュニティ）の開発
- ・高齢者にとって快適な訪問介護サービスの提供

（出所）ETP Annual Report 2012, Healthcare (Page 258 & 259):

（３）医療・介護保険制度

マレーシアには国による医療保険制度が存在しない。しかしながら、国立・公立病院では収入のほとんどが国からの補助金で賄われており、診療費 RM1、入院費 1 日 RM3 等非常に安価に医療を受けることができる。

一方、民間病院は比較的高額であり、基本的には中間層や富裕層または外国人が利用している。日本のように診療報酬点数表に基づいて計算されるような診療報酬の仕組みはなく、自由診療の形になっており、患者は全額負担となる。また民間病院の医師は自由に診療費等を決定できる。ただし政府は民間病院が請求できる金額の上限を設定しており、過度に高額な請求を行わないように規制している。

<マレーシアの医療における患者支払額の例（一部抜粋）>

医療費	医療費の種類	料金 (RM)		
		公立 (マレーシア人)	公立 (外国人)	私立
相談料	一般医	1	15	10 ~ 125
	専門医 (初診)	無料 ~ 30	60	60 ~ 180
	専門医 (再診)	5	60	35 ~ 90
治療費	内科	無料 ~ 10	15 ~ 200	55 ~ 6,145
	産婦人科	10 ~ 800	500 ~ 1,000	420 ~ 2,090
	放射線画像診断科	1 ~ 600	15 ~ 200	40 ~ 2,000
	放射線治療	2 ~ 500	2,000 ~ 3,000	100 ~ 5,000
手術費	心臓手術	2 ~ 600	7,500 ~ 24,000	1,170 ~ 6,145
	他の手術	2 ~ 600	N/A	275 ~ 6,145

（出所：http://www.moh.gov.my/v/caj_pesakit_luar）

なお政府は国民皆保険制度である「1Care 計画」の導入を長年検討しているが、実現するかどうかは現時点では不明である。

国による医療保険制度が存在しないため、民間病院を利用する際、多くの中間層・富裕層は民間の医療保険を利用している。年間約 RM1,000 の支払いで手術・入院に対して年 RM6 万まで補償されるものが一般的である。また企業が福利厚生の一貫として社員（またはその家族を含む）に付与しているケースもあり、大企業のほとんどが導入しているとみられる。

また、マレーシアには国による介護保険制度も存在しない。なお、45～70 歳の加入年齢指定で在宅介護なども含め、80 歳まで利用することができる高齢者向け保険を販売している民間保

険会社が存在する。

(4) その他の関連制度

このほか、政府の措置制度として、RM1 で簡易な診療が可能な「1 マレーシアクリニック」を全国 184 カ所設置している。一般医 (GP) だけがおり、朝 10 時から夜 10 時まで開院している。外国人は RM15 支払う必要がある。

また、マレーシアにおいて特徴的な政府施策に「MM2H (マレーシア・マイ・セカンドホーム・プログラム)」がある。本プログラムは、政府が外国人を誘致するために行っており、対象者はマレーシアにおいて一定額以上の定期預金を預けることにより最長 10 年までの滞在を許可される海外ロングステイ向けビザ制度である。特に 50 歳以上の外国人が申請しやすい条件になっており、将来的に本プログラムを通じてマレーシアに長期滞在する高齢者の医療・介護ニーズが高まる可能性も考えられる。2012 年 11 月時点で 1 万 9,488 人がビザを取得している。

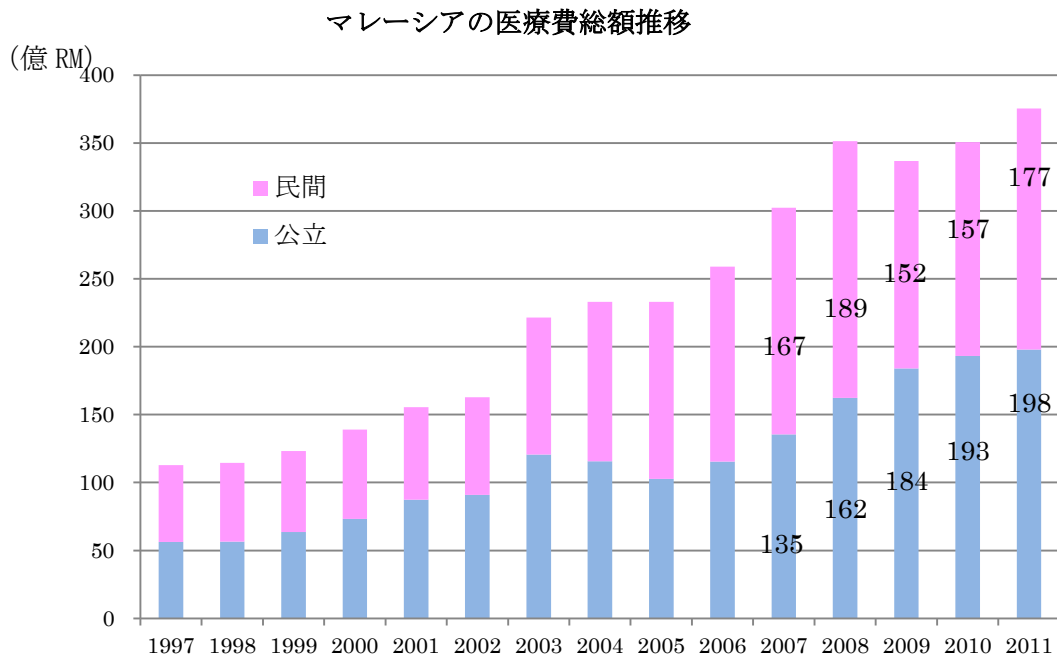
<MM2H (マレーシア・マイ・セカンドホーム・プログラム) の概要>

内容	マレーシアと国交がある外国人が申請できる 10 年の長期滞在ビザ。 <ul style="list-style-type: none">・年齢制限なし・10 年後も移民局から認められれば更新も可能。・永住はできない。また永住権の獲得もできない。・配偶者と 21 歳未満の未婚の子供、60 歳以上の両親を同行させることが可能。
申請条件	<50 歳未満> <ul style="list-style-type: none">・最低 RM50 万以上の財産証明と月額 RM1 万以上の収入証明・RM30 万をマレーシアの金融機関に定期預金する必要 (2 年目以降医療費、家の購入、同行した子供の教育費目的に RM15 万を引き出すことが可能) <50 歳以上> <ul style="list-style-type: none">・最低 RM35 万以上の財産証明と月額 RM1 万以上の収入証明または年金証明・RM15 万をマレーシアの金融機関に定期預金する必要 (2 年目以降は医療費、家の購入、同行した子供の教育費目的に RM5 万を引き出すことが可能)
その他	<ul style="list-style-type: none">・個人で所有している車を 1 台無税でマレーシアへ持ち込める。・専門技術を持っている 50 歳以上の方は週 20 時間以内に限り就労可。

3. 医療サービス市場の動向と制度

(1) 市場

国の経済成長と高齢者の増加と共に、政府・民間系とも医療サービス市場は拡大している。



(出所：マレーシア保健省「Health Facts 2013」)

現在医療費の約半分が政府の一般財源で賄われているが、財政赤字もあり、国の医療費負担をどのように軽減していくかが政府の大きな課題となっている。また、安価な費用で医療を受けることができる国立・公立病院は患者の列で溢れ、待ち時間が長いこと等が問題となっている。高価だが待ち時間が少ない民間病院とは対照的であり、富裕層のみ質の良い医療サービスが受けられる現状に、不公平感を感じている市民もいる。

保健省管轄の病院における死因の上位は、2011年時点で循環器系疾患(25.4%)、呼吸器疾患(18.5%)、特定感染症(17.8%)、悪性腫瘍(11.9%)、外傷等(5.4%)となっている。特に近年糖尿病や高血圧と診断される国民が増え、30歳以上の14.9%が糖尿病、42.6%が高血圧になっている。また、肥満率(BMI30以上)は16.3%となっており、東南アジアで最も高い水準にある。このため、保健省は、ラジオ・テレビのCM等を利用し国民への食および生活に関する啓蒙活動を積極的に行っている。

2013年現在、マレーシアには病院が348施設ある。前述したように公立病院・民間病院で利用者は異なり、富裕層は民間病院へ行く傾向にある。

病院数の推移

年度	公立病院数 (保健省管轄)	公立病院数 (その他)	民間病院数	全病院数	前年比 (+/-)
2008	130	7	209	346	--
2009	130	8	209	347	1
2010	131	8	217	356	9
2012	132	8	220	360	4
2013	132	7	209	348	-12

(出所：マレーシア保健省「Health Facts 2013」)

マレーシアはかつて英国の統治下にあったため、英国の影響を強く受けた医療制度となっている。例えば、民間病院では医師が個々に病院側と契約し、病院内に個人のクリニックを構えている。各クリニックのスタッフは、医師が直接雇用しており、運営や治療方針もその医師の自由裁量に委ねられている。一方で病院側でも、専属の医師を雇用しない代わりに常時、緊急医と看護師を待機させて緊急時に備えている。入院時のベッド、看護、食事等は病院に属するので、患者は民間病院に入院した場合、看護料金、部屋代、薬代、食費、手術室・分娩室の使用料等は病院から、診察料・治療費等は担当医師から別々に請求されることになる。

(2) 法制度

①民間医療施設とサービス法 1998

(Private Healthcare Facilities and Services Act 1998 [Act 586])

本法令は民間医療施設・関連サービスの整備を目的に作られたものであり、主な内容は下記のとおりである。

- ・開設する際の形態は個人事業主または企業であること
- ・開設する際、少なくとも1名マレーシアの医師免許を持った者を登録すること
- ・マレーシアの医師免許を持った医師1名を含む2名以上の職員を在籍させること
- ・施設開設候補地は保健省による審査を経て決定すること（審査員には医師が含まれている）
- ・施設開設に当たり保健省審査員からは以下の項目等を審査される。
 - 医療機関・関連サービスの性質について
 - 申請エリア内の医療関連施設数（過剰な開設となっていないか）
 - 申請エリア住民の現在の医療関連施設ニーズ
 - 申請エリア住民の将来の医療関連施設ニーズ
- ・ライセンス取得後、施設等運営する際はコピー等を目立つところに貼っておくこと
- ・無認可で運営した場合、経営陣等に対してはRM30万以下の罰金または6年以下の懲役もしくはその両方が科せられる。

同規則は以下のURLから参照できる。

<http://www.mma.org.my/Portals/0/private%20healthcare%20facilities%20and%20services%20act%201998.pdf>

②民間医療施設とサービス規則 2006

(Rules of Private Healthcare Facilities and Services 2006)

本規則は、「民間医療施設とサービス法 1998」に属する規則であり、民間医療施設全般に関する基準とともに、病院・リハビリテーション施設・ナーシングホーム等それぞれのサービス形態で追加的な規則を定めている。民間医療施設全般、病院、リハビリテーション施設についての主な内容は以下のとおりである。

〈民間医療施設全般に関する規則（一部抜粋）〉

- ・政府からの承認を得て運営すること
- ・組織計画を作成し、組織図を含め施設の目立つところに掲示すること
- ・施設で働く医療従事者は、マレーシアの医療従事者免許を所有すること
- ・利用者が入院する場合は事前に必要事項の説明を行うこと
- ・利用者が治療・手術をする場合は、治療・手術前後に相談・説明の対応を行うこと
- ・医師を常駐させること
- ・施設運営方針を明文化すること

〈病院に関する規則（一部抜粋）〉

- ・病院は過度の煙や悪臭等のない場所に開設すること
- ・大部屋で患者が 13 歳以上の場合、異性同士を同じ病室に宿泊させないこと
- ・12 歳以下は小児科病室に宿泊させること
- ・病室内のトイレと病床数の比率は 1 : 4 以上とすること
- ・病室内の入浴施設と患者数の比率は 1 : 4 以上とすること
- ・入浴施設内には手すり、ナース・コール・システム、車椅子で動けるスペースを設けること
- ・看護師職員 1 名が患者 2 名以上を担当するように勤務シフトを組むこと

〈リハビリテーション施設に関する規則（一部抜粋）〉

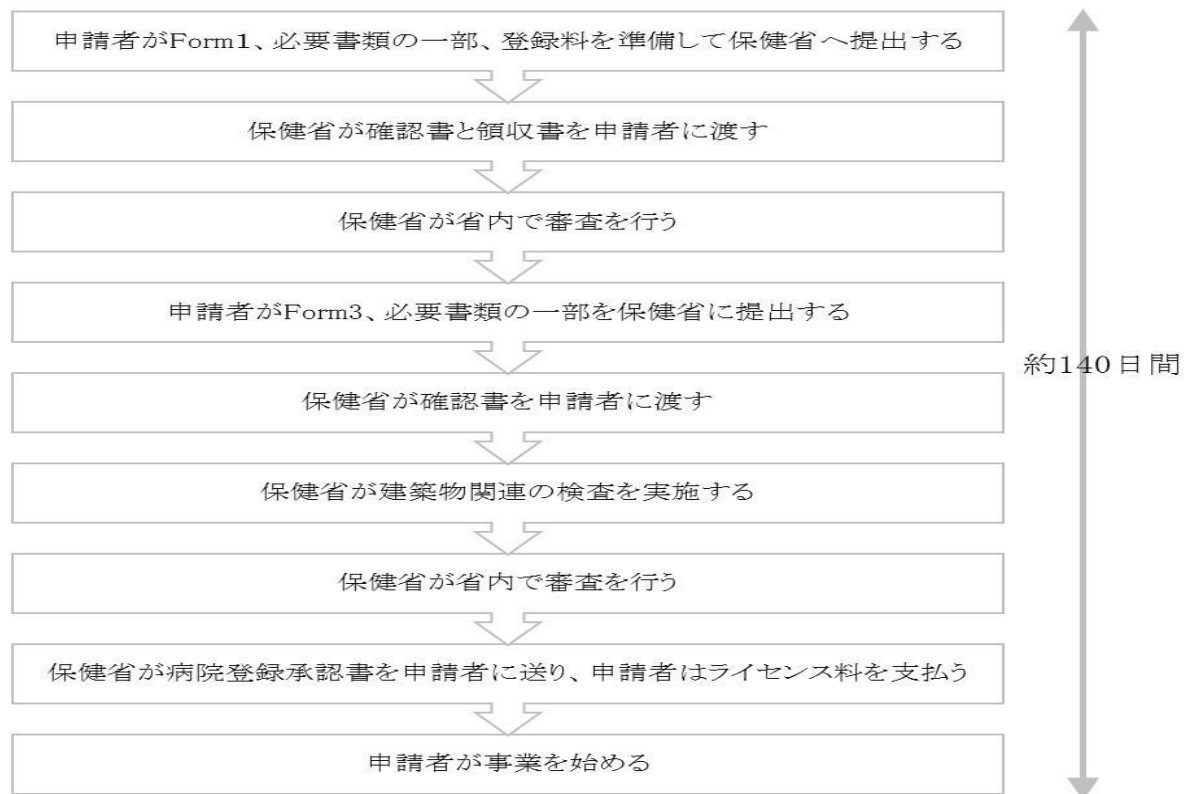
- ・入院患者、外来患者が容易に移動できる場所に開設すること
- ・リハビリテーション設備は病室の近くに設置すること
- ・混雑していない場所に開設すること
- ・待合室、車椅子格納場所、受付、患者専用トイレ・ロッカー・入浴施設、病室、清掃用具室、子供向けの遊び場を作ること
- ・リハビリテーションを提供する職員は医療資格取得者または経験がある者であること
- ・理学療法施設と作業療法施設は近くに開設すること

(3) 申請手続

病院、リハビリテーション施設開設に関する許認可制度と必要な手続きは主に以下のとおりである。

所轄官庁	保健省
関連法令	民間医療施設とサービス法 1998[法 586] (Private Healthcare Facilities and Services Act 1998 [Act 586]) 民間医療施設とサービス規則 2006 (Rules of Private Healthcare Facilities and Services 2006)
資本規制	内資・外資に関わらず、100%出資で設立可能。ただし、外国人が外資 100%で病院を設立したい時は、その人がマレーシアの医師免許を持っていることが条件。外国人が提携（株のシェア）により病院を設立したい場合は、提携先にマレーシアの医師免許を持った人が必要。
ライセンス	病院を設立するには、「病院登録承認書」が必要である
申請方法	直接各自治体の保健省管轄の州健康課へ行き、必要書類の提出と登録料の支払いを行う
必要書類	病院登録申請書(Form 1, Form 3)、定款、委任状、財務諸表 身分証の写し、資格証の写し、医師免許写し 火災安全証明、建物建築証明、臨床廃棄物処理契約書 等 その他必要なものがあれば求められることがある
必要書類提出先	マレーシア各州の健康課
登録料	RM1, 500～4, 000 (病床数によって料金が変わる)
ライセンス料	RM4, 750～11, 500 (病床数によって料金が変わる)

<ライセンス取得までの主な流れ>



(4) 外資規制

政府は2009年、2012年と、続けて医療部門で外資規制緩和を実施している。従って現時点では医療分野で外資に対する規制は残されていない。しかしながら、本市場での外資の参入事例は少なく、またマレーシアでは許認可の多くが担当者の判断に依存することがあるため、事前に担当省庁と念入りに調整を行うことが大切である。

<100%外資保有が可能となった医療サービス>

時期	分野	所轄官庁
2009年	獣医サービス	保健省
2012年	民間病院	
	専門医クリニック	
	歯科専門医クリニック	

(出所：マレーシア首相府、マレーシア国際貿易産業省)

http://www.pmo.gov.my/?menu=news&page=1729&news_id=39&news_cat=4

http://www.miti.gov.my/cmspreview/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_63526781-c0a81573-3bcc3bcc-678f3d60

(5) 資格制度

医療従事者はそれぞれ国家資格制度に従い資格を取得する。医師、理学療法士、看護師はそれぞれ医学部、看護学校等を卒業することで資格を得ることができるのに対し、薬剤師のみ大学卒業とは別に、マレーシア薬剤協会の国家試験に合格する必要がある。また、医師・薬剤師には国公立病院での一定期間の勤務が義務付けられている（医師は3年、薬剤師は2年）。

近年、大学医学部、看護学校設立ラッシュにより医師、看護師数が急速に増えている。特に看護師は人材の過剰供給状態にあり、新卒の看護師の就職難が社会的に問題になっている。

医療資格保有者の数

	資格保有人数	対人口
医師	3万8,718	1:758
歯科医	4,558	1:6,436
薬剤師	9,652	1:3,039
理学療法士	1,041 (国公立勤務者のみ)	N/A
看護師	8万4,968	1:345

(出所：マレーシア保健省「Health Fact2013」)

また、医療従事者資格を発行しているMMA (Malaysia Medical Council) は、海外での3年以上の臨床経験（指定医学部での学位取得をしている場合2年以上）等を条件に、外国人がマレーシア以外で取得した資格を活かしてマレーシアで医師・理学療法士として働くことを許可

している。看護師に関しても、27才以上、英語が堪能であること、看護師養成学校卒業後3年以上の臨床現場経験があること等を条件に外国人の勤務を許可している。ただし、薬剤師に関しては、外国人の登録は配偶者がマレーシア人の場合を除き許可をしていない。また、保健省へ問合せたところ、昨今マレーシアでは医療人材過剰状態にあるため、現時点(2013年10月)では日本の医療従事者資格保有者のマレーシアでの勤務許可は出す予定はないとの回答であった。

なお、マレーシアでは1名の日本人医師がマレーシア政府から医師免許を得て勤務している。ただしその免許も「日本人患者のみを診察できる」という限定的な条件が付いている。

4. 社会福祉サービス市場の動向と制度

(1) 市場

社会福祉サービスに関しては、特にイスラム教徒であるマレー系を中心に、家庭内で介護する文化もあり、また家政婦を雇っている家庭も多く、いまだ産業としては未発達な状況である。しかし、核家族化や高齢者の増加を見越して施設・在宅で介護を行う事業者も現れてきており、今後の拡大が期待される。

今後の大きな課題としては、ワーカーの確保である。現在ほとんどの介護サービスでは、ワーカー（日本でいう訪問介護士や施設介護士）はインドネシアやフィリピン等の外国人を雇用しているが、政府による最低賃金制度の導入や外国人労働者受入れを制限する政策も影響し、ワーカー確保が今後難しくなることを懸念する声も存在する。

①施設型サービス

マレーシアにはナーシングホーム（Nursing Home）とケアセンター（Care Center）の2種類のケア施設が存在する。前者のナーシングホームは保健省が管轄しており、Nursing（看護）を行う場である。後者のケアセンターは、特に医療資格保有者の人員基準を定めていない施設で、女性家族社会開発省が管轄している。高齢者ケアのみならず、障害者や4歳以上の小児へのケアを含んでいる（3歳以下の小児へのケアは、別途「Child Care Center 法」で規定）。

また、ケアセンターは、居住型ケアセンター（Residential Care Center）と、②で説明するデイケアセンター（Day Care Center）からなっている。居住型ケアセンターは、ケアセンター法において「4名以上の利用者がケアを受ける居住型施設」と定義されている。

「Nursing Home」と「Care Center」の比較

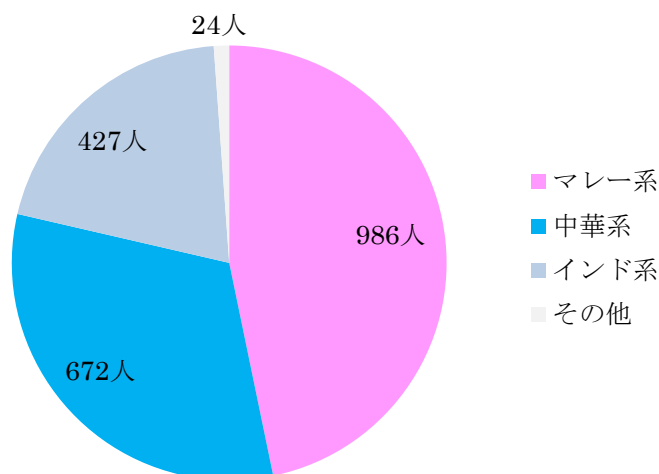
	Nursing Home	Care Center
管轄省庁	保健省	女性家族社会開発省
申請者	医師のみ	一般人可
根拠法	・民間医療施設とサービス法 1998 ・民間医療施設とサービス規則 2006	・ケアセンター法 1993年 ・老人ホーム（オールドパーソンズホーム）管理規則 1983年
人員基準	常勤医療資格保有者1名（利用者との対比なし）	利用者18名に対してスタッフ（資格要件なし）1名
スタッフ勤務時間	医師の9～17時常勤勤務必須	規制なし
利用者への医療行為対応	施設内で実施	医療行為禁止。病院へ搬送

（出所：民間医療施設とサービス法 1998、民間医療施設とサービス規則 2006、ケアセンター法 1993年、老人ホーム（オールドパーソンズホーム）管理規則 1983年）

ただし、2.（2）で前述したとおり、マレーシア首相府・業績管理・実施局によると、現在2つの省で管轄しているナーシングホームとケアセンターを、保健省がまとめて管轄する計画が政府内で検討されている。

2013年現在、政府が直接運営をしている施設は11カ所あり、うち保健省管轄のナーシングホームは2カ所で、女性家族社会開発省管轄のうち居住型ケアセンターは9カ所存在する。また、民間企業が政府に登録して運営している施設は148カ所あり、うち15カ所がナーシングホーム、133カ所が居住型ケアセンターである。なお、NGO法人が運営している施設は46カ所存在するが、全て女性家族社会開発省管轄の居住型ケアセンターに含まれる。保健省管轄のナーシングホームが少ない理由は、医療資格保有者（医師または看護師）の人員基準など、ケアセンターより厳しい規則があるからと見られる。

民族別、政府系ケアセンター入居者数



(出所：マレーシア保健省「Number of residents in Government Nursing Care Homes」)

②デイケアセンター(Day Care Center)

デイケアセンターとは、ケアセンター法において、「4名以上の利用者が1日3時間以上、週3日以上ケアを受ける施設」と定義されている。上述のとおり、女性家族社会開発省が管轄しており、開設には政府への登録が必要である。2013年現在、政府が直接運営をしているデイケアセンターは22カ所ある。また民間企業が政府に登録して運営を行っているデイケアセンターは20カ所あり、そのうち10カ所はNGO法人が運営している。また、デイケアセンターを単独で運営する事業者以外に、居住型ケアセンターにデイケアセンターを併設してサービスを提供している事業者も多く存在する。

なお、2012年、女性家族社会開発省はNGO法人が運営するデイケアサービスに対してRM200万の補助金を提供したが、一時的なものか今後も継続されるかは不明。

③訪問介護・看護サービス

日本で言う在宅において身体・生活介助をする訪問介護、バイタルチェックや医療行為をする訪問看護、理学療法等によるリハビリテーションをする訪問リハビリを単独で行う企業が数社確認されている。なお、訪問介護・看護サービスに関する事業所数や法令関連の詳細データは政府から公表されていない。

④その他

日本のように高齢者向けにリハビリテーションのみを提供する施設は確認できなかった。リハビリテーションに重点を置いている病院が障害者、スポーツ選手向けにリハビリテーションサービスを提供しているところが多い。

高齢者に特化した介護食品等は薬剤師を含め複数インタビューを行ったが、該当するような商品は存在しないとの回答だった。また高齢者向け別荘およびマンション等もまだ存在はしていないが、KPJ等の大手病院グループが設立計画を発表している。

(2) 法制度

①民間医療施設とサービス法 1998、民間医療施設とサービス規則 2006

本法令は、医療機関が提供する医療サービスのみならず、看護師等が提供するナーシングホームにも適用される。3.(2)を参照のこと。

<ナーシングホームに関する規則(一部抜粋)>

- ・個室の場合は9㎡以上、部屋の壁の長さは3m以上。相部屋の場合はベッド当たり2m×3mの床面積をとること。ベッド同士の距離は1.5m以上があること
- ・24時間の介護・看護ができるように、看護師・ケアスタッフを雇用すること
- ・医師より許可を得た利用者のみを受け入れること
- ・入居者は医師から治療を受けること
- ・医師はナーシングホームの医療レベルの品質を常に維持・管理すること

②ケアセンター法 1993年(Care centre Act 1993)

本法令は、女性家族社会開発省管轄のケアセンター(居住型ケアセンターおよびデイケアサービス)の運営に関する規則等を定めたものである。主に遵守すべきこととしては、

- ・施設内スタッフと入居者の比率を1:18に保つこと(入居者が病人の場合は1:4)、
- ・施設内スタッフは18歳以上であること
- ・敷地面積は1人当たりの入居者に対して3㎡以上を保つこと
- ・事業所運営の記録をとり続けること
- ・衛生管理と安全管理を行うこと
- ・各種自治体や消防所等からの運営許可を得ること

等があり、事業開始から事業所登録までに6カ月の猶予を設けている。未登録の事業者や本法令に違反した事業者には、ケアセンターの登録の抹消や2年以下の懲役またはRM1万以下の罰金もしくはその両方を科せられる等罰則がある。

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%2011/Act%20506.pdf>

③老人ホーム(オールドパーソンズホーム)管理規則 1983年

(Rules for the Management of Old Persons Homes 1983)

本規則は、女性家族社会開発省管轄のケアセンター(居住型ケアセンターおよびデイケアサービス)のうち、高齢者向けにサービスを行っている事業所のための運営指針である。利用者サービス利用前に遺言を書いてもらうこと、利用者の外出ルール、死亡した際の対応方法等を

定めている。

http://www.jkm.gov.my/oldsite16082013/index.php?option=com_content&view=article&catid=61:institusi-warga-emas-a-keluarga&id=93:rumah-seri-kenangan&Itemid=68&lang=ms

④その他

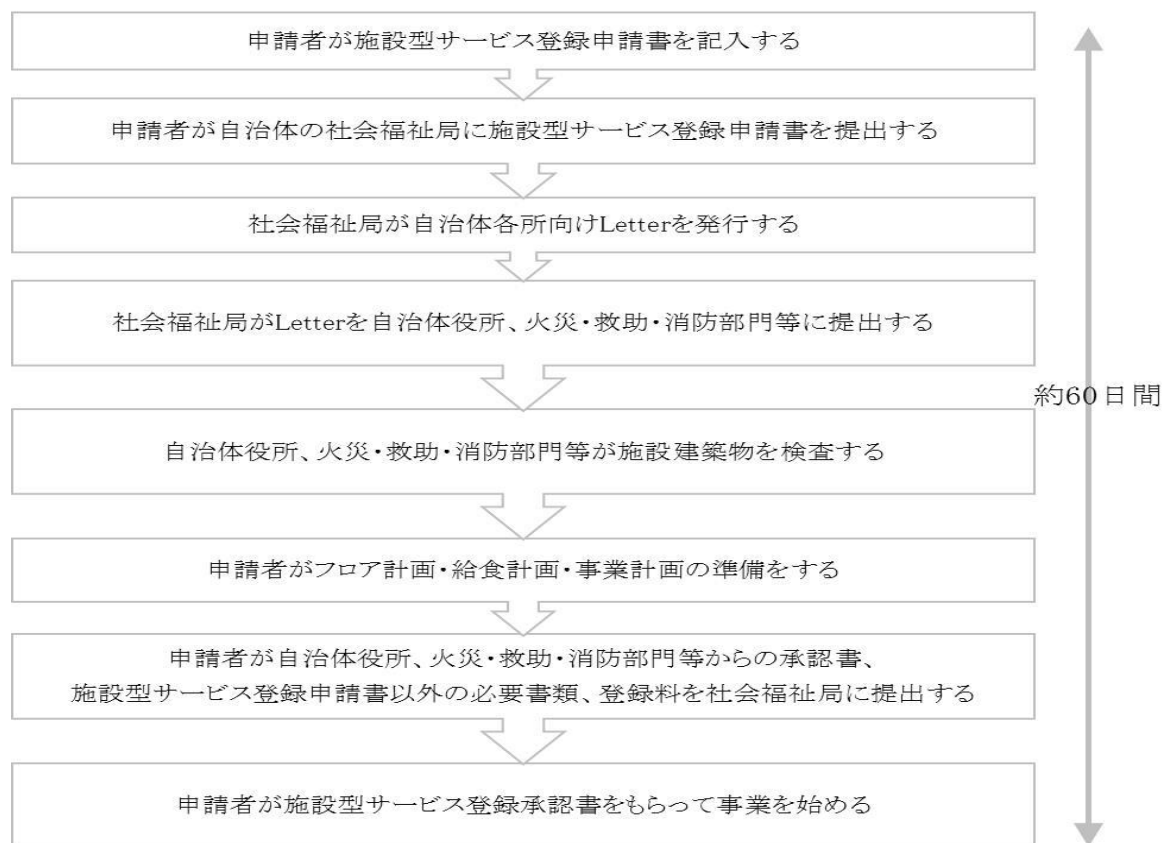
今回の調査では訪問介護・看護に関する法令や規則の存在を確認することはできなかったが、社会福祉局に問い合わせたところ、ケアセンターと同様に以下の（３）の手続きにて登録を行うことを推奨するとのコメントがあった。

（３）申請手続

保健省管轄のナーシングホームの許認可の手続きは医師のみが認められているため、今回の調査では詳細な申請方法を政府から提供してもらうことはできなかった。女性家族社会開発省管轄のケアセンターに必要な主な登録制度と手続きは以下のとおりである。

所轄官庁	女性家族社会開発省 社会福祉局（各地域の社会福祉局が担当している）
関連法令	・ケアセンター法 1993年（Care centre Act 1993） ・老人ホーム（オールドパーソンズホーム）管理規則 1983年 （Rules for the Management of Old Persons Homes 1983）
資本規制	内資・外資に関わらず、100%出資で設立可能
ライセンス	「ケアセンター登録承認書」が必要
申請方法	直接各自治体の地域社会福祉局事務所へ行き、必要書類の提出と登録料の支払いを行う
必要書類	ケアセンター登録申請書(Form P. (U) (A) 248) 会社登記所 (Companies Commission of Malaysia) からの会社登記証明 ネズミチフス菌予防接種カード写し ケアセンターサービス規則 スタッフリスト（名前、IC、役職、資格、経験、訓練歴、入社予定日）等 その他必要なものがあれば求められることがある
必要書類提出先	地域社会福祉事務所（※（参考）に事務所一覧を添付）
登録料	RM50
ライセンス料	なし

<ライセンス取得までの流れ>



(4) 外資規制

医療サービスと同様に、2009年に社会福祉サービスの外資規制緩和が実施されている。従って現時点では社会福祉サービスで外資規制は残されていないと思われる。しかしながら、本調査では、訪問介護・看護に関する外資規制の情報を得られなかった。また本市場での外資の参入事例は少なく、またマレーシアでは許認可の判断が担当者に依存することがあるため、事前に担当省庁と念入りに調整することが大切である。

<100%外資保有が可能となった社会福祉サービス>

自由化時期	分野	所轄官庁
2009年	居住型施設を通して老人および障害者へ提供される福祉サービス	女性社会家族開発省 社会福祉局
	居住型施設を通して子供へ提供される福祉サービス	
	障害者へのデイケアサービスを含めた子供デイケアサービス	
	障害者のための社会復帰リハビリテーション	

(出所：マレーシア首相府、マレーシア国際貿易産業省)

http://www.pmo.gov.my/?menu=news&page=1729&news_id=39&news_cat=4

http://www.miti.gov.my/cmspreview/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_63526781-c0a815

(5) 資格制度

日本でいう介護関連の資格としては、理学療法士があるが、ヘルスケア系の資格は全て保健省の所管となっている。介護自体に関する資格は本調査では確認されなかった。

5. 医療・社会福祉サービス市場における主要な現地企業および外資企業情報

(注) 今回の調査内で把握できた一部の事業者を紹介するものであり、必ずしも網羅的ではなく、また選択の基準が存在する訳ではない。

(1) 病院

病院名	KPJ ヘルスケア社 (KPJ Healthcare Berhad)
本部住所	Level 12, Menara 238, 238 Jalan Tun Razak, 50400, Kuala Lumpur, Malaysia.
分院数	23
URL	http://www.kpjhealth.com.my/index.php
設立年	1981年
上場の有無	マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia)
従業員数	10,000名
サービス内容	病院運営、医療ツーリズム、新規病院開発、高齢者のケア、高齢者住宅、教育、付帯的サービス、生物医学に関連したサービスなど
病床数	2,600床
専門分野	胎児から高齢者に対する医療サービス全般

(出所：KPJ Healthcare Berhad 年次報告書 2012年)

KPJ グループは国内病院グループ最大手でマレーシア国内の民間医療サービス市場の 22%を占めている。同社はインドネシアでも病院を運営している。また、オーストラリアでは高齢者向け住宅事業を展開しており、外国人患者集客にも積極的である。同社によると現在は全患者のうち外国人患者比率は約 5%とのこと。

KPJ 傘下の KPJ ダマンサラ病院 外観





病院名	IHH ヘルスケア (IHH Healthcare Berhad)
本部住所	Level 28, Mercu UEM, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur
分院数	14
URL	http://ihh-healthcare.com/
設立年	2010 年
上場の有無	マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia) 、 シンガポール証券取引所 (Singapore Exchange)
従業員数	2 万 4,000 名
サービス内容	病院運営、医療ツーリズム、教育、付帯的サービスなど
病床数	2,000 床
専門分野	胎児から高齢者に対する医療サービス全般

(出所：IHH Healthcare Berhad 年次報告書 2012 年)

IHH ヘルスケアの基幹的事業は子会社であるパークウェイパンタイリミテッド社 (Parkway Pantai Limited (PPL))、アシバDEMホールディング社 (Acibadem Holding) およびアイエムユーヘルス社 (IMU Health) が行っている。IHH ヘルスケア社自体は設立からあまり年月が経っていないが、傘下の病院や学校はそれぞれ単独で長年運営を行っている。パークウェイパンタイリミテッド社はパークウェイおよびパンタイの医療ビジネスの持ち株会社の位置付けであり、シンガポールとマレーシアで病院を運営している。

日系企業の三井物産が 2011 年 5 月に同社の株式の 30%を取得している（2013 年 1 月時点では出資比率は 20.5%に）。なお現在マレーシア南部シンガポール近隣地帯のイスカンダルエリアに Gleneagles Hospital を建設中であり 2014 年 12 月に建設完了予定である。

IHH 傘下のグレンイーグルス病院 外観写真



IHH 参加のパンタイ病院 外観



病院名	サイムダービー (Sime Darby Berhad)
本部住所	19th Floor, Wisma Sime Darby, Jalan Raja Laut, 50350 Kuala Lumpur, Malaysia
分院数	3
URL	http://www.simedarby.com/
設立年	1910年
上場の有無	マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia)
従業員数	10 万名
サービス内容	第二次、三次医療、専門家による外来診療、日帰り治療、看護・健康科学に関する教育
病床数	600 床
専門分野	脳、心臓、脊椎、関節

(出所：サイムダービー年次報告書 2012 年)

サイムダービーは 20 カ国以上で展開している国際企業である。パーム油のプランテーション、不動産、自動車、産業機械、エネルギー分野、ヘルスケアなど多角的に事業を行っており、マレーシア経済において中心的存在である。ヘルスケアグループは 2008 年 10 月 21 日に設立されている。

病院名	サンウェイ (Sunway Berhad)
本部住所	Level 16 Menara Sunway, Jalan Lagoon Timur, Bandar Sunway, 46150 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia
分院数	1
URL	http://www.sunway.com.my/
設立年	1974年
上場の有無	マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia)
従業員数	1 万 2,000 名
サービス内容	病院運営、医療ツーリズム、教育、付帯的サービスなど
病床数	350 床
専門分野	胎児から高齢者に対する医療サービス全般

(出所：同社年次報告書 2012 年)

サンウェイメディカルセンター (Sunway Medical Centre) は不動産開発業を行うサンウェイグループ (Sunway Group) により 1999 年に設立された。2006 年から開始された拡張計画により、従来の 2 万 2,219 平方メートルから 6 万 803 平方メートルと拡張され、350 床、100 名の医師、12 の手術室、750 台収容可能な立体駐車場を完備した施設となっている。

社名	コロンビア・アジア・グループ (Columbia Asia Group)
本社	Suite W701, 7th Floor, Wisma Consplant 1, Jalan SS16/4, Subang

	Jaya, 47500, Selangor, Malaysia
分院数	23
URL	http://www.columbiaasia.com/malaysia-about/
設立年	1996年
上場の有無	非上場
従業員数	6,000名
サービス内容	病院運営、医療ツーリズム、付帯的サービスなど
病床数	1,400床
専門分野	胎児から高齢者に対する医療サービス全般

(出所：同社ホームページ <http://www.columbiaasia.com/malaysia-about/>)

International Columbia USA LLC (ICU)が同社の70%の株式を保有している。ICUは約150の個人投資家・法人からなる米国系ファンド。残りの30%の株式を保有するのはマレーシア国内のEmployee Provident Fund (EPF)。現在、同社は4カ国(マレーシア、インド、ベトナム、インドネシア)に23医療施設を持っている。(マレーシア国内では1施設保有している)

社名	HMI (Health Management International Ltd)
本社	167 Jalan Bukit Merah, Tower Five, #05-10, Singapore 150167
分院数	病院2、サービスセンター1、駐在員事務所21
URL	http://hmi.com.sg/index.php/about-us/
設立年	1998年
上場の有無	シンガポール証券取引所
従業員数	520名
サービス内容	病院運営、医療ツーリズム、教育、付帯的サービスなど
病床数	500床
専門分野	心臓病学、心血管および胸部外科、歯科、口腔及び顎顔面外科と広範囲の医療サービスと手術を提供

(出所：同社ホームページ <http://hmi.com.sg/index.php/about-us/>)

HMIは、マラッカ州でMahkota Medical Centreの株式の49%を保有すると共に、ジョホール州でRegency Specialist Hospital(株式の61%を保有)を運営している。シンガポール、マレーシア、インドネシア、カンボジアにも営業所を持ち、外国人患者獲得に力を入れている。

(2) 施設型サービス

社名	De Luxe Retirement Homes (DLRH)
所在地	33, Jalan ss3/39, Petaling Jaya, Selangor, 47300, Malaysia.
会社概要	De Luxe Retirement Homes (DLRH)は医師であるDr K. C. Gohにより2000年に設立された。創業者が病院で勤務していた際

	に歩行困難な高齢者患者を多く受け持っており、彼らに適したホームを作りたいと思ったことがきっかけで事業開始。創業してから13年が経過し、現在では4つの施設型サービスを経営している。
サービス	食事、毎日できる軽い運動サポート、洗濯サービス、24時間体制介護、医者による毎日の健康チェック 他のオプションサービス（例えば理学療法・鍼療法等）を受けることも可能。
料金	施設の入居金・月間利用料などは非公表 併設しているデイケアサービスはRM 60/日（健康チェック・食事を含む）
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語

（出所：同社ホームページ <http://www.deluxerh.com/?gclid=CK7uicPd-bgCFeWn4godLVIA6A>）

社名	Pusat Jagaan En Yuan
所在地	No 27, Jalan Perdana 10/12, Pandan Perdana, 55300 Kuala Lumpur, Malaysia.
会社概要	2005年から施設型サービスを経営している。現在1カ所で運営しており、居室は30室。介護スタッフは11名在籍中。
サービス	365日施設型サービス、毎日できる軽い運動のサポート、入居者の趣味活動支援、医師の定期的訪問診療
料金	軽度の高齢者の月額利用料金はRM 1,350
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、英語

（出所：同社ホームページ <http://www.enlian.org/en/node/8>）

社名	Rumah Jagaan Dan Rawatan Orang Tua Al-Ikhlas
所在地	Lot 3530, Jalan Bt18, Kg Pulau Meranti, 47120 Puchong Selangor. Malaysia
会社概要	創業者である Ms. Muji bt. Haji Sulaiman は看護師出身。現在5名のスタッフと共に施設型サービスを経営。入居者は約20名。
サービス	365日施設型サービスでの介護、医師の定期的な訪問診療
料金	施設の入居金・月間利用料などは非公表

利用者の特性	マレー系マレーシア人とイスラム教徒
言語	マレー語

(出所：同社ホームページ <http://al-ikhlahomecare.blogspot.com/>)

社名	IHM Sunshine Home
所在地	80, Jalan Templer, 46000 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia
会社概要	Petaling Jaya に 19 室の居室を持った施設を運営。アスンタ病院が徒歩圏内にあり、公共交通機関も利用可。看護師の管理者が 1 名いる。常に入居待ちの高齢者が 10 名前後いる状態。現在、Penang エリアでも施設運営をはじめている。
サービス	365 日 24 時間の介護サービス。医師による 1 週間に 1 回の健康チェック。複数のメニューから選択できる家庭料理の提供、術後の看護や理学療法を提供。
料金	1 人部屋 - RM 2,800~/月 2 人部屋 - 月額 RM 2,300~/月
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、英語

(出所：同社ホームページ <http://www.ihm.com.my/products-nursinghome.htm>)

IHM 外観





(3) デイケアセンター

社名	Pusat Jagaan Warga Tua Mercy
所在地	42, Taman South East (Taman Ideal), 70450 Seremban, Negeri Sembilan, Malaysia
会社概要	1997年にセレンバンで初めて設立されたデイケアサービス。病気や手術後の患者、高齢者に対して緩和ケア・脳卒中リハビリテーション等の総合的介護を提供。
サービス	長期・短期介護サービス、デイケアサービス、休日終日介護（施設型サービス機能）、脳卒中リハビリテーション、緩和ケア、訪問介護・看護、病院へのプライベート看護、創傷管理、気管切開とストーマケア、経鼻胃管と尿道カテーテル管理、静脈内療法、鍼療法とリフレクソロジー、医師の健康チェック、理学療法、栄養価の高い食事提供、毎日できる軽い運動、趣味活動の支援、通院のためのトランスポートサービス
料金	RM 60/日。または RM 750/月
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、英語

(出所：同社ホームページ <http://mercynursinghome.com/>)

社名	Eldercare Nursing Home
所在地	1, Jalan Morib, 3rd Mile, Old Klang Road, 58100 Kuala Lumpur, Malaysia
会社概要	ある程度自立度の高い高齢者、認知症の高齢者、寝たきりの高齢者、独居・家族が自宅で介護することが困難な高齢者など基本的に全ての高齢者を受け入れ
サービス	デイケアサービス、趣味活動の支援、食事提供、音楽教室、軽い運動サポート、美術活動と手芸教室等
料金	RM 72/日
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、英語

(出所: <http://www.eldercaregivers.com.my/home>)

社名	Bellevue Residential Homecare
所在地	Nos 9, Jalan 5/35, 46000 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
会社概要	60 室の居室を持つ施設型サービスと併設。主に高齢者・障害者に介護を提供。1992 年から本事業を開始。
サービス	デイケアサービス、施設型サービス介護、定期的な医師の訪問診療、家庭料理の提供、室内での趣味活動支援、毎日できる軽い運動
料金	RM 100/日
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、英語

(出所: 同社ホームページ <http://bellevuepj.com/wordpress/>)

社名	Attia Nursing Care
所在地	No.62, Jalan Sibu 13, Taman Wahyu, Jalan ipoh, 51200 Kuala Lumpur, Malaysia
会社概要	2010 年に設立。施設型サービスと併設。スタッフには医学的管理能力のある者もあり、熟練した介護を提供。
サービス	デイケアサービス、休日介護、施設型サービス介護、家庭料理の提供、言語療法とカウンセリング、理学療法、マッサージサービス、定期的な医師の訪問診療、脳卒中患者へのケア

料金	自分で歩行できる、認知症が進んでいない利用者の価格例 RM 40/日 RM 800/月
利用者の特性	中華系マレーシア人
言語	北京語、広東語、マレー語

(出所：同社ホームページ <http://www.attianursingcare.com/>)

(4) 訪問介護・看護

社名	Melorita Home Health (MHH)
所在地	4th Floor, Bangunan Sultan Salahuddin Abdul Aziz Shah, No. 16, Jalan Utara, 46200 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia.
会社概要	Melorita Healthcare Group により、1997 年設立。利用者の自宅での日常生活、療養生活、心身機能の維持回復の手伝いとリハビリサービスを提供。特に高齢者や病気やけがで継続して療養を受ける必要のある方、術後の患者と理学療法を必要とする人が顧客。なおグループ内では看護師を病院に人材派遣をしたり、マレーシア人看護師を中東の病院へ紹介する看護師人材紹介事業も展開。
サービス	定期的訪問介護・看護、短期的訪問介護・看護（短い時間での訪問介護・看護）、病院内のプライベート看護 訪問による理学療法、リハビリテーション、作業療法、言語療法
料金	非公表
利用者の特性	全ての民族
言語	マレー語、英語、北京語

(出所：同社ホームページ <http://homehealth.com.my/contact-us/>)

社名	i Care Center Health Services Sdn Bhd
所在地	No. 41, Jalan G U8/G, Section U8, Bukit Jelutong Timur, Shah Alam 40150 Selangor D.E. Malaysia
会社概要	利用者に自宅での療養、理学療法やリハビリテーションサービスを提供。経験がある熟練の介護・看護師のみを採用。
サービス	訪問介護・看護、病院内のプライベート看護、理学療法、医療機器の売買、胸部理学療法、手術準備等

料金	6時間のパッケージ- RM 22/1時間 8時間のパッケージ- RM 18/1時間 10時間のパッケージ- RM 17/1時間 等多数の価格設定あり
利用者の特性	全ての民族
言語	マレー語、英語

(出所：同社ホームページ http://www.iCare.Centerhealth.com.my/Home_25_1.htm)

社名	Nurses At Home
所在地	1-23, Pusat Perniagaan Lagoon Perdana, Jalan 9 / 1A, Bandar Sunway, 46150 Malaysia.
会社概要	地域の病院または開業医と連携し、訪問介護・看護サービスを提供。高齢者、病気やけがにより継続して療養を受ける必要のある患者術後・理学療法を必要とする患者がターゲット。
サービス	訪問介護・看護、病院内のプライベート看護、栄養管理
料金	訪問看護： 1日1時間 - RM 85 1日2時間 - RM 150 10日10時間 - RM 800 訪問介護： 10時間 - RM 200 12時間 - RM 252 24時間 - RM 480
利用者の特性	マレー系マレーシア人、インド系マレーシア人
言語	マレー語、英語

(出所：同社ホームページ <http://nursesathome.com.my/index.html>)

社名	Sayang Nursing Home Care Centre
所在地	No 22 Jalan Suria Tropika 3A Taman Suria Tropika 43300 Seri Kembangan Selangor D.E, Malaysia
会社概要	施設型サービス介護と訪問介護・看護を提供。入居者・利用者の状態に応じてサービスが選択可能。
サービス	訪問介護・看護、施設型サービス介護、施設内での医師の診療、理学療法、軽い運動サポート、宗教活動、食事提供、趣味活動支援、リハビリテーション
料金	非公表
利用者の特性	マレー系マレーシア人
言語	マレー語、英語

(出所：同社ホームページ <http://www.sayangnursinghomecare.com.my/1>)

社名	Home Nursing Providers (HNP)
所在地	No. 33 Jalan Sentosa 3/57, Seksyen 3, 46000 Petaling Jaya Selangor, Malaysia.
会社概要	病院での医療ケアでは回復が困難な患者、障害者、高齢者、妊婦が、自宅で生活できるように支援。マレーシアで最初に設立された訪問介護・看護事業者。
サービス	訪問介護・看護、病気や創傷管理、理学療法やリハビリテーション、医療機器レンタル
料金	短期訪問： RM 80 ～ RM 120/訪問（料金はサービス内容次第） 長期訪問： 1日8時間以上の場合は - RM 25/1時間 1日8時間未満の場合は - 最初の1時間 RM 80、以後1時間ごとに RM 25
利用者の特性	全ての民族
言語	マレー語、英語

(出所：同社ホームページ <http://hnp-mobilenursing.com/index.html>)

6. おわりに

マレーシアは、近年次々と外資規制を撤廃し、医療・社会福祉サービス市場においても門戸を開いている。数は限られているものの、既に米国やシンガポールの一部の企業は参入を果たしている。

今後、我が国の優れた医療・社会福祉サービスがマレーシアに貢献できることも多く存在すると思われる。特に世界でも日本がリードしている分野である最先端医療（重粒子線治療等のガン治療等）は、マレーシア国内で受けるのは現時点では困難なため、競争力の高いサービスになりえると思われる。その場合、マレーシア国内で日本本院の分院としての拠点を設立し、最先端の治療が必要な患者を日本に送るといったものひとつの選択枝になりえるだろう。

また、マレーシアの社会福祉サービスはまだ発展途上の段階であり、日本と比べると質が高いとは決して言えない。介護技術を学んでいないスタッフが介護をしていることも珍しくはない。日本の事業者が培ってきた介護技術やおもてなしを武器に、市場への参入も考えられるだろう。

現時点でのマレーシア国民の購買力を考慮すれば、富裕層をターゲットにした分野が、日本の事業者が参入する可能性のある市場と思われる。マレーシアは、日本で「移住したい国 No. 1」に7年連続で選ばれる（ロングステイ財団調べ）等、ロングステイまたは移住する外国人シニアも増えてきており、外国人シニア層をターゲットにした老人介護ニーズも伸びてくる可能性がある。

しかしながら、外資 100%で参入できるとは言え、医療・社会福祉は国ごとの文化がサービス内容に色濃く反映されるという特性を持ち、また、規制当局との様々な調整や専門人材の調達などを考えると、やはり現地の文化・慣習などを理解している現地パートナーとの提携が現実的な手段であろう。現在他国から参入している企業も基本的には現地パートナーと組んでいる。

本レポートが、日本の事業者が、マレーシアの医療・社会福祉サービス市場への進出を検討するための一助となれば幸いである。

(参考) マレーシア国内 地域社会福祉事務所 連絡先一覧

<提出先>

事務所名	住所	メール アドレス	電話番号
クアラルンプール・プトラジャヤ (Wilayah Persekutua Kuala Lumpur)			
Jabatan Kebajikan Masyarakat WPKL (Cawangan Putrajaya)	Lot 1, Kompleks Kejiranan, Presint 16, Putrajaya, 62502, Putrajaya	N/A	03-8890 1672
セランゴール (Selangor)			
Petaling 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Petaling, Kompleks Pejabat Kerajaan Daerah Petaling, No.1, Persiaran Atmosfera Seksyen U5, 40150 Sah Alam, Selangor	pkmd.petaling@jkm.gov.my	03-7842 2584 / 258
Hulu Selangor 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Hulu Selangor, tingkat Bawah, Pejabat-pejabat Kerajaan, 44000 Kuala Kubu Bharu, Selangor Darul Ehsan	pkmd.hulu_selangor@jkm.gov.my	03-6064 1430
Sepang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Sepang, Kompleks Pentadbiran Daerah, Salak Tinggi, 43900 Sepang, Selangor Darul Ehsan	pkmd.sepang@jkm.gov.my	03-8706 1026
Sabak Bernam 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Sabak Bernam, No.16, 17 & 18, Jalan Gemilang 1, Taman Gemilang, 45300 Sungai Besar, Selangor Darul Ehsan	pkmd.sabak_bernam@jkm.gov.my	03-3224 2304
Kuala Langat 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Langat, No.30,32 & 34, Jalan Cemerlang 2, Pusat Perdagangan Banting, 42700 Banting, Selangor Darul Ehsan	pkmd.kuala_langat@jkm.gov.my	03-3187 1317 / 3180 3907 / 03 3181 3908
Gombak 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Gombak, G1 & G2, Kompleks Amaniah, Jalan Batu Caves, 68100 Batu Caves, Selangor Darul Ehsan	pkmd.gombak@jkm.gov.my	03-6185 3931
Hulu Langat 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Hulu Langat, Lot 2-58, Kompleks Hentian Kajang, Jalan Reko, 43000 Kajang, Selangor Darul Ehsan	pkmd.hulu_langat@jkm.gov.my	03-8737 8007

Kuala Selangor 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Selangor, Bangunan Majlis Daerah, 45000 Kuala Selangor, Selangor Darul Ehsan	pkmd.kuala_selangor@jkm.gov.my	03-3289 1495
Klang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Klang, Tingkat 1, Sayap Kanan, Wisma Persekutuan Klang, Bandar Baru Klang, 41150, Klang, Selangor Darul Ehsan	pkmd.klang@jkm.gov.my	03-3341 3703
Subang Jaya 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Subang Jaya, No. 12, Jalan SS15/4, 47500 Subang Jaya, Selangor Darul Ehsan	pkmd.subang_jaya@jkm.gov.my	03-5637 6134 / 56343095
Shah Alam 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Shah Alam, Tingkat 23, Bangunan Darul Ehsan, No. 3, Jalan Indah, Seksyen 14, 4000 Shah Alam, Selangor Darul Ehsan	pkmd.shah_alam@jkm.gov.my	03-5510 2216
ペナン (Pualau Pinang)			
Seberang Prai Tengah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Seberang Prai Tengah, Tingkat 2, Wisma Hock Teik, No. 1778, Jalan Ciku, 14000 Bukit Mertajam	pkmd.spt@jkm.gov.my	04-538 2584
Seberang Prai Selatan 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Seberang Prai Selatan, Tingkat 1, Blok B, Kompleks Jabatan Kerajaan, 14200 Sg. Jawi, Seberang Prai Selatan, Pulau Pinang	pkmd.sps@jkm.gov.my	04-582 1798
Seberang Prai Utara 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Seberang Prai Utara, Aras 3, Zon A, Wisma Persekutuan, Jalan Bertam, 13200 Kepala Batas, Pulau Pinang	pkmd.spu@jkm.gov.my	04-45758715/7 16
Timur Laut 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Timur Laut, Kompleks Masyarakat Penyayang, Jalan Utama, 10460 Pulau Pinang	pkmd.timur_laut@jkm.gov.my	04-226 4531
Barat Daya 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Barat Daya, Kompleks Pasar Awam, Bangunan MPP, 11000 Balik Pulau, Pulau Pinang	pkmd.barat_daya@jkm.gov.my	04-866 8442

ジョホール (Johor)			
Johor Bahru 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Johor Bahru, tingkat 6, Bangunan KWSP, Jalan Daot' Dalam, , 80000 Johor Bahru, Johor Darul Takzim	pkmd.johor_bahru@jkm.gov.my	07-223 2606 / 07
Mersing 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Mersing, Majlis Daerah, Jalan Ibrahim, 86800 Mersing, Johor Darul Takzim	pkmd.mersing@jkm.gov.my	07-799 1262
Kluang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kluang, JKR 183, Jalan Mengkiboi, 86000 Kluang, Johor Darul Takzim	pkmd.kluang@jkm.gov.my	07-772 2434
Kota Tinggi 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kota Tinggi, Aras 2, Bangunan Sultan Iskandar, Jalan Lombong, 81900 Kota Tinggi, Johor Darul Takzim	pkmd.kota_tinggi@jkm.gov.my	07-883 5536
Batu Pahat 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Batu Pahat, No. 52A, 52B, 54A & 54B, Jalan Penjaja 3, 84300, Batu Pahat, Johor Darul Takzim	pkmd.batu_pahat@jkm.gov.my	07-434 1377
Pontian 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Pontian, JKR 1026, Jalan Ismail, 82000 Pontian, Johor Darul Takzim	pkmd.pontian@jkm.gov.my	07-687 1714
Muar 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Muar, Bangunan Pejabat Kerajaan, 84000 Muar, Johor Darul Takzim	pkmd.muar@jkm.gov.my	06-952 1454
Segamat 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Segamat, Jalan Awang, 85000 Segamat, Johor Darul Takzim	pkmd.segamat@jkm.gov.my	07-931 1331
Kulai Jaya 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kulai Jaya, No. 410A, 410B & 410C, Jalan Kenanga 29/10, Indahpura, 81200 Kulaijaya, Johor Darul takzim	pkmd.kulai_jaya@jkm.gov.my	07-662 2990

Ledang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Ledang, Tingkat Bawah & Tingkat 1, PTD 831 & PTD 832, Jalan Abdul Ghani, 84900, Ledang, Johor Darul takzim	pkmd.ledang@jkm.gov.my	06-978 8588 / 544
ケダ (Kedah)			
Langkawi 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Langkawi, No.12 & 13, Kompleks Perniagaan Kelibang, Jalan Padang Mat Sirat, 07000 Kuah, Langkawi, Kedah Darul Aman.	pkmd.langkawi@jkm.gov.my	04-966 6325
Baling 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Baling, 09100 Baling, Kedah Darul Aman	pkmd.baling@jkm.gov.my	04-470 0900 / 04
Pendang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Pendang, No.1/1A, Wisma Haji Salleh, Darsvill Park, Seberang Pendang, 06700 Pendang, Kedah Darul Aman	pkmd.pendang@jkm.gov.my	04-759 6235
Yan 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Yan, No1 & 2, Taman Desa Murni, Jalan Jenun, 08800, Gua Cempedak, Kedah Darul Aman	pkmd.yan@jkm.gov.my	04-461 9510
Kuala Muda 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Muda, Kompleks Kebajikan Masyarakat Kuala Muda, Jalan Pahlawan, Tasik Apong, 08000 Sungai Petani, Kedah Darul Aman	pkmd.kuala_muda@jkm.gov.my	04-420 4900
Sik 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Sik, No.1A, 1B & 2B, Bangunan Melati, 08200 Sik, Kedah Darul Aman	pkmd.sik@jkm.gov.my	04-469 0230 /1
Kota Setar 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kota Setar, Bangunan JKR, Tingkat Bawah, Jalan Sultan Badlishah, 05564 Alor Setar, Kedah Darul Aman	pkmd.kota_setar@jkm.gov.my	04-720 2370
Bandar Baru 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Bandar Baru, JKR 589, Jalan Selama, 09800 Serdang, Kedah Darul Aman	pkmd.bandar_baru@jkm.gov.my	04-407 6131
Padang Terap 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Padang Terap, No.7, Jalan Sapura 1, Taman Desa Sapura, 06300 Kuala Nerang, Kedah Darul Aman	pkmd.padang_terap@jkm.gov.my	04-786 6466

Kulim 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kulim, 09000 Kulim, Kedah Darul Aman	pkmd.kulim@jkm.gov.my	04-490 7403
Kubang Pasu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kubang Pasu, Lot 2707, Jalan Kodiang, 06000 Jitra, Kedah Darul Aman	pkmd.kubang_pasu@jkm.gov.my	04-917 1305
Pokok Sena 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Pokok Sena, No. 197 & 198, Taman Angsana, 06400, Pokok Sena Kedah	pkmd.pokok_sena@jkm.gov.my	04-782 1915
ペラ (Perak)			
Kinta 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kinta, No.111-113, Bangunan Persatuan Hock Kean, Jalan Sultan Yusuff, 30000 Ipoh, Perak Darul Ridzuan	pkmd.kinta@jkm.gov.my	05-241 8860
Batang Padang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Batang Padang, No.8 & 9, Pusat Perniagaan Tapah, Jalan Bidor, 35000 Tapah,Perak	pkmd.batang_padang@jkm.gov.my	05-401 1069
Hilir Perak 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Hilir Perak, Lot 176 & 177, Jalan Intan 3, Bandar Baru, 36000 Teluk Intan, Perak	pkmd.hilir_perak@jkm.gov.my	05-622 1986
Hulu Perak 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Hulu Perak, Tingkat 1, Kompleks Pejabat Kerajaan Negeri, Jalan Sultan Abdul Azizi, 33300 Gerik, Perak Darul Ridzuan	pkmd.hulu_perak@jkm.gov.my	05-791 2314
Kuala Kangsar 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Kangsar, 33000 Kuala Kangsar, Perak Darul Ridzuan	pkmd.kuala_kangsar@jkm.gov.my	05-776 1198
Selama/Larut/Matang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Selama/Larut/Matang, Tingkat Bawah, Wisma Persekutuan, Jalan Istana Larut, 34000 Taiping, Perak Darul Ridzuan	pkmd.lms@jkm.gov.my	05-807 3302
Manjung 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Manjung, No.69 & 71, Persiaran PM 3/3, Pusat Bandar Seri Manjung Seksyen 3, 32040 Seri Manjung, Perak Darul Ridzuan	pkmd.manjung@jkm.gov.my	05-688 3110

Kerian 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kerian, No. 35, Jalan Maharaja, Pusat Bandar, 34200 Parit Buntar, Perak Darul Ridzuan.	pkmd.kerian@jkm.gov.my	05-716 2645
Perak Tengah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Perak Tengah, Kompleks Pentadbiran Daerah, Seri Iskandar, 32600 Bota, Perak Darul Ridzuan	pkmd.perak_tengah@jkm.gov.my	05-371 2082
Kampar 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kampar, No. 2219, 2219A dan 2219B, Jalan Timah, Taman Bandar Baru, 31900 Kampar, Perak Darul Ridzuan	pkmd.kampar@jkm.gov.my	05-465 3133
ヌグリ・スンビラン (Negeri Sembilan)			
Seremban 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Seremban, Kompleks Pentadbiran Daerah Seremban, Persiaran S2A2, Seremban 2, 70300 Seremban, negeri Sembilan	pkmd.seremban@jkm.gov.my	06-601 5798
Jelevu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Jelevu, No. 2B, Tingkat 1, Pusat Komersial Kuala Klawang, Majlis Daerah Jelevu, 71600 Kuala Klawang	pkmd.jelebu@jkm.gov.my	06-613 6428
Jempol 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Jempol, Di Halaman Kompleks Pejabat Kerajaan, 72120, Bandar Baru Serting, Negeri Sembilan	pkmd.jempol@jkm.gov.my	06-458 1400
Port Dickson 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Port Dickson, Bangunan Pejabat RISDA, Jalan Lama, 71000 Port Dickson, Negeri Sembilan	pkmd.port_dickson@jkm.gov.my	06-647 1920
Rembau 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Rembau, Tkt. 2, kompleks Pentadbiran Daerah Rembau, 71300 Rembau, Negeri Sembilan	pkmd.rembau@jkm.gov.my	06-685 1472
Tampin 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Tampin, Lorong PARR, Jalan Haji Ahmad Zainuddin, 73000 Tampin, Negeri Sembilan	pkmd.tampin@jkm.gov.my	06-441 1646
Kuala Pilah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Pilah, No 54 & 55, Pusat Komersial Melang, Jalan Melang, 72000 Kuala Pilah, Negeri Sembilan	pkmd.kuala_pilah@jkm.gov.my	06-481 1163

ムラカ (Melaka)			
Melaka Tengah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Melaka Tengah, No.36-1, Jalan KC 1, Kota Cemerlang 75450 Ayer Keroh, Melaka	pkmd.melaka_tengah@jkm.gov.my	06-232 4797
Alor Gajah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Alor Gajah, Kompleks Penyayang Alor Gajah, Jalan Lesung Batu, 78000 Alor Gajah, Melaka	pkmd.alor_gajah@jkm.gov.my	06-556 1267
Jasin 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Jasin, Jalan Masjid Jamek, 77000 Jasin, Melaka	pkmd.jasin@jkm.gov.my	06-529 1285
パハン (Pahang)			
Kuantan 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuantan, Bangunan Penyayang, Jalan Pintasan Indra Mahkota, Kg. Tiram, 25050 Kuantan, Pahang Darul Makmur	pkmd.kuantan@jkm.gov.my	09-572 4220/1/3
Bentong 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Bentong, Wisma Sri Bentong, 28700 Bentong, Pahang Darul Makmur	pkmd.bentong@jkm.gov.my	09-222 1732
Bera 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Bera, No.2, Jalan Sri Kerayong 3, Bandar Baru Kerayong, 28200 Bera, Pahang Darul Makmur	pkmd.bera@jkm.gov.my	09-250 5800
Cameron Highlands 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Cameron Highlands, Bangunan Annex Bunks, 39000 Tanah Rata, Cameron Highlands, Pahang	pkmd.cameron_highlands@jkm.gov.my	05-491 1866
Lipis 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Lipis, No.3C, Tingkat Bawah, Bangunan Koperasi guru Pahang Barat, Kompleks Lipis Inn, 27200 Kuala Lipis, Pahang Darul Makmur	pkmd.lipis@jkm.gov.my	09-312 1280
Raub 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Raub, Tingkat Bawah, Bangunan Gunasama, Wisma Persekutuan, Jalan Bukit Koman, 27600 Raub, Pahang Darul Makmur	pkmd.raub@jkm.gov.my	09-355 1113
Rompin 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat, Tingkat Bawah Daerah Rompin, Tingkat Bawah, Blok A, Kompleks Pentadbiran Kerajaan, 26800 Rompin, Pahang Darul Makmur	pkmd.rompin@jkm.gov.my	09-414 5278

Pekan 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Pekan, 26600 Pekan, Pahang Darul Makmur	pkmd.pekan@jkm.gov.my	09-422 2090
Temerloh 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Temerloh, Tingkat 1, Bangunan Persekutuan, Jalan Merdeka, 28000 Temerloh, Pahang Darul Makmur	pkmd.temerloh@jkm.gov.my	09-296 1760
Maran 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Maran, Tingkat Bawah, Wisma Persekutuan, 26500 Maran, Pahang Darul Makmur	pkmd.maran@jkm.gov.my	09-477 1349
Jerantut 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Jerantut, Tingkat Bawah, Kompleks Pejabat Kerajaan Daerah Jerantut, 27000 Jerantut, Pahang Darul Makmur	pkmd.jerantut@jkm.gov.my	09-266 2234
トレンガヌ (Terengganu)			
Dungun 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Dungun, JKR 603, Bgn. Perpustakaan Lama, Jln. Tembesu, 23000 Dungun, Terengganu Darul Iman	pkmd.dungun@jkm.gov.my	09-848 1205
Besut 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Besut, Tingkat 1, Bangunan Persekutuan, 22200 Kg. Raja, Besut, Terengganu Darul Iman	pkmd.besut@jkm.gov.my	09-695 6042
Hulu Terengganu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Hulu Terengganu, 21700 Kuala Berang, Terengganu Darul Iman	pkmd.hulu_terengganu@jkm.gov.my	09-681 1315
Kuala Terengganu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kuala Terengganu, Tingkat Bawah, Mezzanine, Tingkat 1 & 2, Wisma Toh Si Cheng Gi She, Jalan Air Jernih, 20300, Kuala Terengganu.	pkmd.kuala_terengganu@jkm.gov.my	09-631 2002
Kemaman 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Kemaman, Aras 1, Bangunan Persekutuan, Bandar Kemaman, 24000 Cukai, Terengganu Darul Iman	pkmd.kemaman@jkm.gov.my	09-859 1686
Marang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Marang, 21600 Marang, Terengganu Darul Iman	pkmd.marang@jkm.gov.my	09-618 2350
Setiu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Daerah Setiu, 22100 Bandar Permaisuri, Setiu, Terengganu Darul Iman	pkmd.setiu@jkm.gov.my	09-609 9373

クランタン (Kelantan)			
Jajahan Kota Bharu 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Kota Bharu, 3789-B, Jalan sultan Ibrahim, 15050 Kota Bharu, Kelantan Darul Naim	pkmj.kota_bharu@jkm.gov.my	09-748 2124
Bachok 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Bachok, 16300 Bachok, Kelantan Darul Naim	pkmj.bachok@jkm.gov.my	09-778 8349
Gua Musang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Gua Musang, Tingkat Bawah, Bgn. Kerajaan Persekutuan, 18300 Gua Musang, Kelantan Darul Naim	pkmj.gua_musang@jkm.gov.my	09-912 2341
Jeli 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Jeli, Jalan Besar, 17600 Jeli, Kelantan Darul Naim	pkmj.jeli@jkm.gov.my	09-944 0124
Kuala Krai 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Kuala Krai, Tingkat Bawah, Bangunan Kerajaan Persekutuan, 18000 Kuala Krai, Kelantan Darul Naim	pkmj.kuala_kraii@jkm.gov.my	09-966 6138
Machang 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Machang, 18500 Machang, Kelantan Darul Naim	pkmj.machang@jkm.gov.my	09-975 1380
Pasir Puteh 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Pasir Puteh, 16800 Pasir Puteh, Kelantan Darul Naim	pkmj.pasir_puteh@jkm.gov.my	09-786 6206
Tumpat 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Tumpat, 16200 Tumpat, Kelantan Darul Naim	pkmj.tumpat@jkm.gov.my	09-725 7295
Pasir Mas 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Pasir Mas, Jalan Pasir Pekan, 17000 Pasir Mas, Kelantan Darul Naim	pkmj.pasir_mas@jkm.gov.my	09-790 8644
Tanah Merah 地域社会福祉事務所	Pejabat Kebajikan Masyarakat Jajahan Tanah Merah, 17500 Tanah Merah, Kelantan Darul Naim	pkmj.tanah_merah@jkm.gov.my	09-950 2243/40
サラワク (Sarawak)			
Kota Samarahan 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Kota Samarahan, Tkt. Bawah, Bangunan Residen, 94300 Kota Samarahan, Sarawak	pkmb.kota_samarahan@jkm.gov.my	082-671 191
Sri Aman 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Sri Aman, Peti Surat 21, Jalan Abang Aing, 95000 Sri Aman, Sarawak	pkmb.sri_aman@jkm.gov.my	083-322 260

Sarikei 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Sarikei, Wisma Negeri, Jalan Bangunan Kerajaan, 96100 Sarikei, Sarawak	pkmb.sarikei@jkm.gov.my	084-651 005
Sibu 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Sibu, Wisma Sanyan, Tingkat 6, No. 1, Jalan Sanyan, 96000 Sibu, Sarawak	pkmb.sibu@jkm.gov.my	084-330 675
Bintulu 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Bintulu, Tkt. 2, Lot 2339-2341, BDA Shahida Commercial Centre, 97000 Bintulu, Sarawak	pkmb.bintulu@jkm.gov.my	086-336 494
Miri 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Miri, Peti Surat 63, Jalan Puchong, 98007 Miri Sarawak	pkmb.miri@jkm.gov.my	085-419 072
Kuching 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Kuching, wisma Kebajikan, Lot 4273, Blok 14, Jalan Siol Kanan, 93050 Kuching Sarawak	pkmb.kuching@jkm.gov.my	082-448 534
Kapit 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Kapit, Tkt. 2, Bangunan Pejabat Kerajaan Negeri, 96800 Kapit, Sarawak	pkmb.kapit@jkm.gov.my	084-796 152
Limbang 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Limbang, Tkt. 5, Bangunan Limbang Plaza, 98700 Limbang, Sarawak	pkmb.limbang@jkm.gov.my	085-211 930
Betong 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Betong, 95700 Betong, Sarawak	pkmb.betong@jkm.gov.my	083-472 216
Mukah 地域社会福祉事務所	Jabatan Kebajikan Masyarakat Bahagian Mukah, Aras 2, Menara Pehin, Setia Raja, 96400 Mukah, Sarawak	pkmb.mukah@jkm.gov.my	084-873 801
サバ (Sabah)			
Kota Kinabalu 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Kota Kinabalu, Tingkat 1, Blok B, Lot 109 & 110, Wisma MUIS, 88999 Kota Kinabalu, Sabah	ppka.kota_kinabalu@jkm.gov.my	088-254 648
Sandakan 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Sandakan, Peti Surat 1197, 90713 Sandakan, Sabah	ppka.sandakan@jkm.gov.my	089-667 821

Tawau 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Tawau, LotA10-3, KM3, Jalan Air Panas 91000 Tawau, Sabah	ppka.tawau@jkm.gov.my	089-715 346/71 3 143/714 122
Beaufort 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Beaufort, Peti Surat 143, 89807 Beaufort, Sabah	ppka.beaufort@jkm.gov.my	087-211 367
Kudat 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Kudat, Peti Surat 242, 89508 Kudat, Sabah	ppka.kudat@jkm.gov.my	087-611 946
Keningau 地域社会福祉事務所	Pejabat Perkhidmatan Kebajikan Am Bahagian Keningau, Peti Surat 112, 89007 Keningau, Sabah	ppka.keningau@jkm.gov.my	087-331 224

マレーシアにおける医療・社会福祉サービスに関する調査報告書

発行日： 2014 年 1 月

発行者： 日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査企画： ジェトロ・クアラルンプール事務所

本報告書に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ） サービス産業課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5238 FAX：03-5572-7044

Email：CIE@jetro.go.jp

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

本書の一部または全部の複製（コピー）・複製・転載及び記録媒体への入力等は、著作権法上での例外を除き、禁じます。これらの許諾については、ジェトロまでご照会ください。

【免責条項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。